区民意見概要及び区の考え方

(1) 計画に関すること 114件

	1 1 ·	
意見要旨	件	区の考え方(回答)
	数	
歩行者の視点を踏まえ、	17	歩行者の視点をしっかりと踏まえ、歩道の安全確保を図
歩道の安全確保を優先し		るとともに、交通ルール・マナーの遵守も求めながら、
た計画とすべき。		自転車の活用を進めます。
環境にやさしく健康にも	12	環境にやさしく健康にもよい自転車の特性を効果的に活
よい自転車の活用推進		かし、「自転車が身近なくらしを支えるまち」づくりを
を。		目指します。
素案には基本的に賛成で	10	ありがとうございます。計画の内容を着実に推進しま
ある。計画の推進を応援		す。
する。		
自転車活用と並行して区	8	自転車の活用について、区として取り組みを進める一
画整理や道路整備を進め		方、いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の区政
るべき。		への参考とさせていただきます。
自転車利用者の自覚を高	8	安全確保を前提とした自転車活用を進めることとし、そ
め、安全を徹底してから		のために自転車利用者の自覚を高め、自転車利用をより
自転車活用に取り組むべ		安全にすることを目指します。
き。		
自転車を楽に乗れるよう	2	ご指摘のとおり、人、車、自転車が安全・スムーズに動
にするのではなく、人、		ける環境を整備することが区民の移動を支え、自転車を
車、自転車が安全・スム		利用しやすくすることにつながると考えています。
ーズに動けるようにする		
ことが大切。		
自転車活用による健康づ	2	ジョギングやウォーキングに比べ、自転車は膝の負担が
くりは疑問。高齢化が進		少ないと言われています。また、足腰の衰えた高齢者の
む中、危ないのではない		閉じこもり防止、外出支援にも効果があると考えていま
カ。		す。電動アシスト自転車の高齢者向け自転車安全講習を
		行うなど、安全確保に努めます。
エコで小回りのきく自転	2	区では、通勤・通学や買い物等でいつも通るのとは違う
車の移動により、自然や	_	道を、自転車で「道草」して、自然やまちの歴史など世
まちの歴史など、世田谷		田谷の魅力を再発見する、「自転車散歩」を提唱してい
の魅力を発見してほし		ます。本計画でも施策7「自転車通行空間の利用促進」
い。		より。 本計画 (も地水 / 「日転車通行 至同の利用促進」 に掲載しております。
v ' ₀		に担果しておりまり。

		,
自転車にとってのバリア	2	区では、道路の新設や改修時に「世田谷区ユニバーサル
フリーとは何かを考える		デザイン推進条例」を踏まえ、整備を進めています。道
べき。		路交通上の安全性を優先しつつ、すべての歩行者が、自
		由に移動できる歩行空間を連続的に確保する考えとなっ
		ており、自転車利用においてもお互いの配慮や思いやり
		による、歩行者、自転車、自動車の共生を目指します。
自転車は一生の友達。い	2	足腰が衰えてからの移動の支援、閉じこもり防止と社会
ま後期高齢者だが、昔か		参加の機会の拡大、重い買い物荷物の運搬等、高齢者に
ら自転車に乗って買い物		おける自転車利用のメリットを踏まえ、自転車を安全・
をしている。		安心に使うことができる環境づくりを目指します。
サイクリングコースを整	2	歩行者、自動車の移動との兼ね合いで、スポーツ、レジ
備してほしい。		ャー用の自転車専用サイクリングコースの整備には課題
		が多いと考えています。自転車でゆったり近隣を散策す
		る「自転車散歩」(ポタリング)や「まちなか観光」を
		おすすめしています。ぜひお試しください。現行の多摩
		川沿いの未舗装の部分は、河川を管理するための道路と
		して、河川管理者(国)が管理することとなっています
		ので、引き続き河川管理者に要望してまいります。
停まっている時も走行し	2	 「自転車が区民の身近な生活を支えている」(「支」) と
ている時も、自転車の		の認識に基づき、「守」「走」「駐」の各点について、ハ
「居場所」が確保されて		ード、ソフトの両面から自転車利用環境の整備を進めま
いるとはまだ言えない。		す。
ハード、ソフトの両面か		
らの整備を。		
自転車のことだけを考え	2	計画検討の場である「世田谷区自転車等駐車対策協議
ていてはダメで、歩行		会」では、視覚に障害のある方、小学生の保護者等、
者、自転車、自動車、そ		様々な立場の方からご意見をいただいています。今回の
れぞれの立場の人たちと		パブリックコメントでも多くの方から幅広いご意見をい
いっしょに、トータルで		ただきました。これらに基づき、歩行者、自転車、自動
検討する必要がある。		車が共に安全で移動しやすい、バランスのとれた都市交
		通社会を目指します。
	1	<u> </u>

持続可能な社会を形成するため、自転車と共に暮らしやすい世田谷のまちをいっしょに作りたい。こうした思いを理解し共感できる人が増えてくると、計画もより進展すると思う。	2	環境にやさしく健康にもよいだけでなく、自転車を安全で乗りやすくするためには、歩行者・自動車との「共生」を実現しなければならないことから、「自転車と共に暮らしやすいまち」とは、必然的に「持続可能な社会」を目指すものとなると考えています。そのためには区民の皆様のご理解・ご協力が必要不可欠です。よろしくお願いします。
計画の根拠となるファク ト、エビデンスが不足し ている。	2	自転車は手軽に利用できるため、一見、基礎的数値のように思われる区民の自転車所有台数、あるいは区内の自転車通行台数さえ、把握するのは容易ではありません。 引き続き、自転車利用の実態の把握に努め、取り組みを進めてまいります。
「警察との連携」を計画 に盛り込むべき。	2	施策1「多様な世代に向けた交通安全意識の啓発」をは じめとする自転車安全利用、また施策7「自転車通行空 間の利用促進」における整備した自転車通行空間上の路 上駐車の防止等について、警察署(交通管理者)との連 携を掲げています。
GPSを活用した自転車 の最適化を。	1	実証を実験中のシェアサイクルについては GPS による利用・移動傾向の把握を行っています。いただいたご意見、今後の施設運営にあたり、参考とさせていただきます。
これ以上自転車が増えるのはよくない。	1	すでに区内では自転車の利用が普及浸透しているため、 「区における自転車活用」とは、安全性・利便性等、利 用の質を高めることが大切と考えています。
自転車スマートシティを 目指すべき。	1	「スマートシティ」については様々なイメージが描かれており、今後、どの方向に進んでいくのか、まだ明確ではありませんが、環境にやさしく健康にもよい自転車が大きな役割を担うと考えています。まちの将来、自転車のミライを見詰めた計画とするとともに、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
自転車はゆっくり優しく 楽しく乗るべき。	1	自動車の代替交通手段として自転車をとらえると、どう しても近距離圏内での移動のスピードと手軽さが強調さ れることとなりますが、自転車の安全・安心な利用を促 進するとともに、より自転車の特性を活かせるゆっくり 優しく楽しい利用を目指します。

安全が最も重要で、その ための自転車通行空間、 駐輪場として位置づける べき。	1	安全で利用しやすい自転車利用環境の整備を目指した計画の理念を踏まえ、安全で使いやすい自転車通行空間、 駐輪場の整備を進めてまいります。
安全のためには「走」の整備が重要。	1	自転車は歩行者、自動車等と道路上で共存することから、自転車利用の安全を効果的に高めるために、「守」の取り組みだけでなく、「走」の整備を進めてまいります。
区が自転車に対していろいろな対応や計画をたく さん考えていることがわかった。	1	今回のパブリックコメントで区民の皆様から多くの貴重 なご意見をいただき、改めて計画や施策の内容の周知・ 説明が重要であると感じました。今後も、積極的な情報 発信に努めます。
温暖化対策のため、自転車通勤を増やすべき。	1	新型コロナウイルスの感染拡大により、「密」を避ける ため自宅から職場まで自転車で通勤する方が増えている ようです。自転車通勤のための環境整備や注意点等を発 信し、安全で継続的なものとなるよう努めます。
脱自動車、区民皆自転車社会を目指してほしい。	1	自転車は自動車に比べ環境にやさしく健康にもよい特質を持っていますが、自動車の代替移動手段として、自転車のスピードや手軽さが強調されすぎるのも問題です。 歩行者、自転車、自動車が安全・円滑に移動できるバランスのとれた都市交通社会を目指します。
今回の「区のお知らせ」 で区が安全で使いやすい 自転車について計画を立 てていることを知り、良 いと思った。	1	ありがとうございます。今回のパブリックコメントで区 民の皆様から多くの貴重なご意見をいただき、改めて計 画や施策の内容の周知・説明が重要であると感じまし た。今後も、積極的な情報発信に努めます。
後期高齢者になっても、 コンパクトで機動力のある自転車は運動の意味でも手放せない。	1	ジョギングやウォーキングに比べ、自転車は膝の負担が 少ないと言われています。また、足腰の衰えた高齢者の 閉じこもり防止、外出支援にも効果があると考えていま す。地域の暮らしをきめ細かく支えている自転車を、安 全に利用しやすい環境に、整備を進めていきます。
区の自転車利用状況や区 の施策について、今回の 広報で初めて知り、言わ れて気づいたことも多 い。SNS の活用等によ	1	今回のパブリックコメントで区民の皆様から多くの貴重 なご意見をいただき、区内の自転車利用に関する現況や 課題、計画や施策の内容の周知・説明が重要であると改 めて感じました。今後も、より積極的・効果的な情報発 信に努めます。

り、もっと「特集」的に		
区民に知らせることが必		
要。		
「世田谷区はこれをやっ	1	今回の計画について、施策を着実に推進し、世田谷にふ
てくれたよね」と他区民		さわしい、安全・安心・快適な交通社会の実現を目指し
に自慢できるような成果		てまいります。
を。		
ICTなどのアルファベ	1	計画案ではご意見を踏まえ、説明を盛り込むなど、わか
ットの省略語を用いる場		りやすい表記とします。
合には、英語での表記と		
日本語での意味を併記す		
べき。		
自転車を利用しやすくす	1	睾丸の圧迫や周囲の温度上昇が精子の発育に影響がある
るのは歓迎だが、ティー		のは事実ですが、自転車利用と同様に影響が考えられる
ンエイジャーの男子が長		ものとして、サウナや長時間の入浴、密着する下着の着
時間自転車に乗りすぎる		用、パソコンを膝に乗せての作業等も挙げられていま
と、後々、不妊の原因に		す。また、自転車については週 300km (1日 40km) 以上
なると聞いたことがあ		の走行は害があるとの研究もあるようです。日常の自転
る。少子化につながらな		車利用の水準であれば、注意喚起は不要ではないかと考
いよう注意喚起も必要で		えます。
はないか。		
区内の道路は「自転車を	1	区内には細い道路も多く、自転車による移動が便利であ
 除く」の一方通行が多		るのはご指摘のとおりです。今回の計画に基づき、自転
く、自動車よりも自転車		車を安全に利用しやすい環境整備を進め、歩行者、自転
の方が移動しやすい。そ		車、自動車が共に安全で移動しやすい、バランスのとれ
の点、自転車利用に関す		た都市交通社会を目指します。
る計画策定は急務であ		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
る。		
自転車を保有する場合に	1	自動車と異なり、自転車利用者が社会的費用を分担して
は何がしかのお金を区に		いないとの意見があるのは確かです。「自転車税」のよ
払い、そのお金で区がい		うな仕組みを区単独で整備するのは難しいと考えます
ろいろな設備等、自転車		が、自転車等駐車場の利用料金など適正な負担とサービ
利用環境を整えていくの		ス利用の充実のバランスを目指します。
がよい。		
	1	

新聞折り込みの区報は見る気がしない。若者はスマホしか見ないし、今や高齢者だって利用している。スマホで簡単にできなければ放置してしま	1	今回のパブリックコメントは新聞折り込みの区報のほか、区ホームページ等でもお知らせしており、一方、素案本体については区ホームページに掲載するほか、図書館やまちづくりセンターでも紙文書で閲覧できるようにしています。今回、多数の方からいただいたご意見を活かすよう努めます。
う。もっと意見提出しや すい工夫をすべき。世田 谷区は遅れている。 自転車は快適ではある	1	自転車が手軽で便利な乗り物である一方、そのことが乗
日がはずれる。 を動車はの事をある。 を動車がはずれる。 をある。 が、としては、 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないででいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 で、ないでいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい		り手の自覚低下を招くなど、多くの課題を抱えていることはご指摘のとおりです。指導・取締りや罰則の強化だけに頼ることなく、歩行者、自転車、自動車が共に安全で快適な移動できるまちを目指し、移動の質の向上、思いやりと譲り合いに努めることが重要と考えています。どうやって「気づき」を得ていただくか、交通安全啓発にも工夫を行ってまいります。
自転車利用者が自発的に 行った「良い行動」を、 目撃した歩行者、自動車 運転者が「今日の微笑み ポイント」として投稿 し、地域住民が自転車利 用を暖かく見守る仕組み を可視化してはどうか。	1	言葉の発信だけではなく、それをどう行動に結びつけるか、またそれを可視化して広く共有するかが重要であることはご指摘のとおりです。ご提案の趣旨を受け止め、参考にします。
方針、施策を4つの象限 でまとめているのはわか りやすい。	1	ありがとうございます。自転車の働き、役割に即した分類がわかりやすいのではないかと、「守」、「走」、「駐」、「支」の4つの柱を考えました。いつもの体系図ではなく、4象限図を用いたのも新たな工夫です。

自転車で暮らしやすい街	1	まちとして暮らしやすくするためには、自転車が利用し
づくりは、利用する人が	1	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		やすいだけではなく、歩行者、自転車、自動車が共に安
それぞれを思いやること		全で移動しやすい、バランスのとれた都市交通社会を整
で、より暮らしに根付い		備する必要があると考えました。そのための重要なカギ
ていく(共生文化)と感		となるのが、ご指摘の「共生」であり、様々な課題につ
じた。環境、人、テクノ		いて「共生」の意識を持ちながら対応してまいります。
ロジー等、様々な共生の		
可能性がある。		
支える(自転車のおかげ	1	「自転車に支えられている暮らし」という実態がある以
で健康で便利な暮らしを		上、自転車を排除するのではなく「共存」が必要という
支えられている) という		考えと、自転車というモノではなく、あくまでも区民の
視点がよい。		生活の向上が目的であり、その生活を支える自転車の働
		き・役割が重要という考えが、この視点から引き出され
		ています。
区の人口変動と自転車利	1	近年の区の人口増加にもかかわらず駅乗降客数は全体と
用の関係、路線バスと自		して減少しており、これに伴い駅周辺への自転車乗入台
転車利用の関係は、それ		数も減少しています。路線バスと自転車利用について、
ぞれどうなっているか。		このような定点観測的な定量データはありませんが、雨
これらに基づく対策が立		の日の朝夕の路線バスが、ふだんは自転車を利用してい
てられるのではないか。		ると思われる人で混雑するため、路線バス利用と自転車
(DALOV) (LATA (1/13°)		
		利用は競合関係にあると考えられます。引き続き、自転車が開発の表表がは対け、なずな、野熱環境の表表が構築
		車利用の実態に注視しながら、駐輪環境の計画的整備等
A ///		を進めてまいります。
今後、ますます自転車利	1	電動アシスト自転車の増加、子育て自転車をはじめ車体
用の高度化、広範囲化が		の多様化、自宅から駅までではなく職場までの自転車通
進む。		勤への注目、自転車による宅配サービス等の業務利用の
		広範囲化等、近年、自転車利用の高度化、広範囲化が進
		み、生活の利便性が高まる一方、交通安全を筆頭に様々
		な課題が生じて来ています。課題に的確に対応しながら
		自転車を活用し、区民生活に役立つ「世田谷の自転車の
		ミライ」を目指します。
自転車はよいものなの	1	自転車は手軽で便利な乗り物ですが、使い方によっては
で、さらに普及させるた		様々な問題を引き起こします。区内ではすでに自転車利
めの積極的取り組みを。		用は普及しており、今後は自転車利用の量を増やすより
		も、質の向上に積極的に取り組みます。
	<u> </u>	0, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,

·		
災害時の情報集めのため	1	施策 19「災害時における自転車の活用」で、災害時に区
に自転車を活用すべき。		の対策本部を設置する区役所各庁舎や避難所となる学校
		等に自転車を配置し、活用するとしています。そこでの
		自転車の活用の中に情報の収集も含まれると考えていま
		す。
「コロナ禍の影響の先行	1	現行計画を中間見直し後、5年が経過しており、その後
きが不透明」というな		の自転車利用の変化に対応できていないこと、また今後
ら、現行計画の期間を暫		も自転車のもつ主要な役割は変わらないことから、今
定的に延長し、今回の計		回、新たに計画を策定するものです。
画策定は延期すべき。		
区内における自転車利用	1	計画の必要性、目的について、明確に示してまいりま
の問題点、自動車から自		す。
転車へのモーダルシフト		
の推進等、計画の必要		
性、目的を明確に伝える		
べき。		
「車より自転車、自転車	1	区では「ウォーカブル都市」の推進を掲げており、今回
より歩行者とより弱い存		の計画策定にあたり、歩行者優先が根底にあります。ま
在のモビリティを優先す		た、計画素案 2.2 に示すように、すでに自転車利用の普
る」、「自動車から自転車		及している世田谷区において「自転車を活用する」と
へのモーダルシフトを推		は、ただ、自転車の台数や利用機会を増やすことではな
進する」等、筋の通った		く、その質を高めることだと考えています。この度、計
「哲学」を打ち出すべ		画では「生活自転車」に注目し、計画の愛称を「世田谷
き。		思いやり自転車プロジェクト」といたしました。ご指摘
		を参考に、今後は、周知にも工夫を行い、取り組みを進
		めてまいります。
基本方針と施策の関係が	1	3.4「基本方針の考え方」、4.2「施策体系と個別施策の
わかりづらい。		取組み」に示しています。「守」「走」「駐」「支」につい
		ては、自転車が区民にとって身近な存在であることを重
		視した計画とするため、思い切ってキャッチフレーズ化
		したものです。ご意見は今後の参考とさせていただきま
		す。

The Property of the North Control of the North Cont		de tradasse HI (II MINI NA 2 to 1 de 1 d
車優先の考えから脱却し	1	自転車活用推進法は自転車施策に関する最上位の法とし
て、交通規制や道路構造		て制定されたところですが、国として自転車活用推進に
を国全体として抜本的に		向け交通規制や道路構造を見直す動きには至っておりま
見直す必要がある。区が		せん。都によるディーゼル車規制の例がありますが、自
議論を先導すべき。		動車の移動範囲の広さを考えると、区の範囲では到底収
		まるものではありません。ご意見は今後の参考とさせて
		いただきます。
計画に自転車等とあるが	1	自転車等とは自転車及び原動機付自転車を指し、計画素
内容はほとんど自転車の		案 1.6 に示す計画の対象内容のうち、③駐輪場の整備、
みである。自動二輪や三		④放置自転車対策の実施のみが原動機付自転車を対象に
輪車についても記述すべ		含みます。ご意見を参考に 1.8「対象とする交通手段」
き。		 にその旨の説明を加え、また、参考として「道路交通法
		における『自転車』とは?」を追加しました。
自転車+公共交通による	1	モータリゼーションのもたらす様々な問題も考慮し、環
移動を主に考えるべき。		境にやさしく身近な地域での生活に必要な「生活自転
1737 6 11 7/2 0 0		車」を、誰もが安全に利用しやすい環境に整備してまい
		ります。
 この計画の内容を、子ど	1	本計画は区民に身近な自転車を対象とすることから、区
も、中・高生、子育て世	1	民の理解・協力なしには進まないと考えています。「計
代、大人、高齢者、障害		画をつくって終わり ではなく、区民の率先行動を引き
者等向けに、それぞれわ		出せるよう、ご意見を参考に、区民への周知、啓発、意
かりやすく整理してPR		一間でるより、こ息兄を参与に、区氏、VO同和、召先、息 一識・行動づくりに努めます。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		戦・1] 野 フト りに分めまり。
に活かすべき。	1	- 五叔に利田ベヤファ しかく - 利恵事宏の 9 辛 - 性に 9 5
自転車との共存をどのよ	1	手軽に利用できることから、計画素案の2章、特に2.5
うに図るかという視点が		「自転車を取り巻く社会情勢の変化」に示すように、自
ない。何が理想的である		転車自体の形態や利用方法、用途等はどんどん変化して
かを描いて取り組んでほ		います。このため本計画では、道路空間をはじめ限られ
LV.		た社会資源の中で、区民の身近な生活を支える自転車と
		安全・安心に共存を図るための利用環境整備を目指して
		います。
区民が自転車を使うこと	1	計画素案の2章で、自転車が区民の生活を身近なところ
は、すべての区民が合意		で支えており、介護や宅配サービスを通じ、直接自転車
できることではない。		を直接利用していない区民も、自転車の恩恵を受けてい
		ることを示しています。自転車利用環境の整備を進め、
		自転車をより安全安心で便利なものにするとともに、こ
		のことを通じて、自転車への配慮の醸成を目指します。

(2) 自転車の安全利用に関すること 622件

意見要旨	件	区の考え方(回答)
	数	
自転車は歩道、車道、横	105	自転車を安全に利用していただくためには、まずは自
断歩道をスピードを出		転車のルール・マナーの啓発が重要と考えています。
し、一時停止をせずに通		一時停止による安全確認なしにスピードを出して通行
行している。自転車はル		することがいかに危ないか、リスクや実際にあった事
ールを守り安全に注意し		故ケースを説明するなど、交通安全教室や出前型の自
て利用すべき。研修等の		転車安全講習等を実施するなど小学校から高齢者まで
実施を。		幅広く啓発を進めてまいります。また、自転車事故の
		多い 20~40 歳代については特に重点的に、取り組んで
		まいります。
歩道では車道側を徐行	91	歩道上をスピードを出して走る、人の間をジグザグに
等、歩道を走行する際は		縫って走るなど、歩道上での自転車の危険な運転に関
ルールの徹底を。		するご意見を多数いただきました。「自転車は車両。車
		道左端の通行が原則。歩道は例外」,「歩道では車道側
		を徐行等」と区ホームページを含む広報、交通安全教
		室、自転車安全講習、啓発資料の配布、道路上への注
		意喚起看板の設置等により周知徹底を図っています。
		引き続き、さらに啓発を充実します。
自転車の取締りや罰金の	40	道路交通法の改正による危険運転項目の指定以降、警
強化を図れ。		察署でも自転車に対する指導・取締りを定期的に実施
		しています。区として更なる強化を要望します。特別
		区独自の過料制度については、「安全で快適な千代田区
		の生活環境の整備に関する条例」で定めた例がありま
		すが、当面の間、実施しないとされております。制度
		整備・運用について研究します。
電動アシスト自転車(子	30	今回、電動アシスト自転車はスピードが出て、車体も
育て自転車を含む)向け		重いため、特に歩道上の通行が危ないとのご意見を多
の安全対策、啓発を。		くいただきました。ガイド冊子「子育て自転車の選び
		方&乗り方」の配布、体験講習「初めての子育て自転
		車」の実施等をはじめ、電動アシスト自転車、特にチ
		ャイルドシート付きの「子育て自転車」に特化した啓
		発にも取り組みます。

「自転車は車両である」 28	区立小学校全校で交通安全教室を実施しており、3年
ことを子どものうちから	生を対象とする自転車教室で「自転車は車両である」
教育すべき。また、子ど	をはじめ、自転車ルールを指導しています。保護者の
もといっしょに親にも自	方にも参加を呼びかけていますが、実際に参加される
転車安全利用を啓発すべ	方は少ないため、PTA からの要望に基づき、別途保護者
き。	向けの自転車安全講習を実施しています(要望校のみ
	の実施)。小学校交通安全教室への保護者の参加につき
	ましても、引き続き呼びかけていきます。
自転車は車道を通行すべ 25	自転車は車両であり、車道左端の通行が原則、歩道は
き。	例外であることを、引き続き周知・啓発します。
自転車の車道右側通行 24	
(逆走)を防止すべき。	等、重大事故の原因となるにもかかわらず、右折時の
	ショートカットや、歩道から車道に降りた場合等に犯
	してしまいやすい違反です。このため講習では交通ル
	ールの一つとして説明するだけでなく、犯してしまい
	やすい状況やその結果もたらされる危険性について、
	「気づき」を促す説明を心がけています。引き続き啓
	その充実に努めます。
自転車を免許制とし、定 23	自転車免許制については、免許申請に対する審査、自
期的に更新が必要にせよ	転車購入時のチェック、通行時の指導・取締り体制の
あるいは講習受講を義務	整備等が必要であり、また、自転車の移動範囲を考慮
化すべき(受講済者はシ	すれば世田谷区だけでの実施は難しく、法整備による
ールを貼ってわかるよう	全国一斉の実施が望ましいと考えます。ご意見は今後
にする)。	の参考とさせていただきます。
自転車は安全第一に思い 15	限られた道路空間を安全に利用するためには、ルール
やりのある走行を。特に	やマナーの遵守だけでなく、歩行者、自転車、自動車
子ども、高齢者に優しい	を問わず、互いに思いやりをもって通行することが、
走りを。	何よりも大事なことと考えております。交通ルールや
	マナーについて、区民ひとりひとりに意識していただ
	けるにはどうしたら良いか、啓発の強化を含めた様々
	な方策を検討し、安全快適で、歩きやすい世田谷を目
	指し、鋭意取り組んでまいります。

	1	
歩道は自転車押し歩きで	13	区内の歩道の多くは「自転車通行可」となっています
通行すべき。		が、たとえそうであっても必ず「歩行者優先」であ
		り、車道寄りを徐行し、人混み等では自転車を降りて
		押し歩きをし、歩行者に道を譲ることが必要となりま
		す。こうした自転車押し歩きが必要な場合について、
		引き続き啓発を進めるとともに、踏切など場所を限定
		して、あるいは商店街が買物で混みあう時間帯に限定
		して、押し歩きの呼びかけ、さらには地域主体のロー
		カル・ルールづくり等が可能か、検討します。
自転車が後ろから近づい	13	ご指摘のとおり、声をかけたり、ベルを鳴らしたり、
て来ていることを歩行者		あるいは暗くなったらライトを点灯することの必要
に知らせるため、特に視		性、重要性、さらには視覚や聴覚障害者への配慮すべ
覚・聴覚障害者の安全確		き点について、啓発に努めます。
保のため、ベルを鳴らす		
こと、ライトを点灯する		
ことの徹底を。		
自転車購入時に販売店で	12	都条例では自転車販売店に対し、自転車保険加入状況
安全利用啓発を図るべ		の確認を行うことを求めており、率先して自転車安全
き。		利用啓発に取り組んでいる販売店もあります。区でも
		自転車販売店との連携をさらに密にして自転車安全利
		用に取り組みます。
ヘルメット着用の促進を	11	13 歳未満の子どものヘルメット着用については、道路
図るべき。		交通法の「努力義務」規定からさらに進めて、区条例
		により「義務化」しました。また、13歳以上について
		は、都条例により自転車乗用時の着用が「努力義務」
		とされており、区でも 13 歳未満の子どもの保護者等の
		大人に対し、自転車ヘルメット着用に向けた啓発を進
		めています。今後、さらに充実を図ります。
自動車が制限速度を守	8	自転車通行空間の整備には、自動車に対し自転車への
り、自転車に配慮して安		配慮を求める狙いもあります。あわせて自動車運転者
全に通行すれば、自転車		への啓発に努めます。
も車道を安全に通行でき		
る。		
区内を自転車で通行する	7	自転車利用者に対する自転車保険加入については、す
際には、自転車保険加入		でに都条例により義務化されており、区でも引き続き
を義務づけるべき。		周知、啓発に努めてまいります。
-	•	

相手のけがや損害賠償金など自転車事故のリスクを周知すべき。	7	区内の交通事故件数が都内ワースト3位(以前は1位)と多いこと、区内でも歩行者と自転車の衝突による死亡事故が発生しており、多額の損害賠償金が請求された事例があること、その際に自転車に乗っていたのは小学生であり子どもの運転する自転車でも相手に重傷を負わせてしまう怖れがあること等について、自転車安全講習等でお知らせしています。引き続き周知に努めます。
自転車の速度が出ている ほど重大事故になる。自 転車の速度制限をすべき (商店街等にエリアを限 定した実施を含め)。	7	自転車の速度制限を交通規制として実施するには、道 路交通法の改正が必要です。歩道通行の場合の徐行徹 底や人混みでは自転車を降りて押し歩きすることを啓 発し、自転車の速度を抑えるよう努めます。
自転車の一方通行逆走は危ない。	5	車が出てこないはずのところから自転車が出てくるため、自動車運転者から危険性が高いとのご意見をいただきました。一時停止のラインがなくとも、交差点では一時停止して安全を確認するなど、自転車の走行ルールやマナーについて、引き続き啓発します。
安全意識を持つことに加え、思いやりの心を教育すべき。	5	区内でも歩行者と自転車の衝突による死亡事故が発生していること、1億円近い損害賠償金が請求された事例があること、その際に自転車に乗っていたのは小学5年生であり、子どもの運転する自転車でも相手に重傷を負わせてしまう怖れがあることなど、自転車事故のリスクについて引き続き周知に努めるとともに、歩行者にとって自転車が「こわいもの」と感じられていることの気づきを促し、歩行者への思いやりやコミュニケーションの醸成に努めます。
自転車のライト LED 化で 強力になっているので、 まぶしくないよう下向き にすべき。	5	同様の苦情をたびたびいただいています。区として自 転車安全講習等の機会を通じ自転車利用者に向け啓発 するとともに、自転車販売店、メーカー等に協力をお 願いしていきます。
いつ、誰が、どこで、何 をしたかがわかるよう に、自転車にナンバープ レートを付けるべき。	5	自転車のナンバープレート制につきましては、発行、 管理、取締り、さらには自転車の移動範囲等を考える と、法整備が必要となると考えます。ご意見は今後の 参考とさせていただきます。

		,
踏切横断時や商店街、ス	5	踏切横断時につきましては芦花公園駅で、地域の呼び
ーパー周辺の人混みでは		かけに基づき、鉄道事業者、警察署、区も参加した横
自転車を降りて押し歩き		断時押し歩きの呼びかけ(キャンペーン)を実施して
することを徹底すべき。		います。その地点を実際に通行する歩行者、自転車利
		用者等からの呼びかけが効果的です。地域からの呼び
		かけに基づき、商店街等でもぜひ実施したいと考えて
		います。
自転車安全利用の啓発に	4	危険箇所として指摘があった場所の現地確認、通学路
現場に出て取り組め。		の登校時間帯における実態確認、街頭でのキャンペー
		ン、警察による指導・取締りへの協力等を実施してお
		ります。今後も引き続き、現場での取り組みを進めま
		す。
自転車にバックミラーを	4	同様のご意見を実際に自転車にバックミラーを設置し
設置するようにすべき。		ている方から複数いただいています。警察では、自転
		車は後ろを振り向いて、直接に後方の安全確認をすべ
		きとの指導をしています。
歩道を横に並んで歩かれ	4	「歩きスマホ」防止等、歩行者のマナー改善と事故防
ると、自転車で通行でき		止を引き続き図ります。
ない。歩きスマホも危		
険。歩行者のルール・マ		
ナー向上も必要。		
自転車にぶつけられ、そ	4	自転車ルール、マナーの遵守をはじめ、自転車安全利
のまま走り去られた。		用の啓発に引き続き努めます。なお、自転車事故に遭
		われた際には、たとえ相手が逃げ去ってしまっても、
		警察に通報し、交通事故として対応するようお願いい
		たします。
遊歩道(緑道)は自転車	3	緑道内の歩行者に危険が及ぶことのないように、自転
乗り入れ禁止にしてほし		車通行者に注意を促す看板の設置や、パトロールでの
٧٠°		注意喚起など、状況に応じた対策を引き続き実施して
		まいります。
The state of the s		

	1	
宅配など自転車の商用利	3	自転車の業務利用としては、以前から介護サービス、
用については認可制に。		配達・点検等がありましたが、登録制の食事配達サー
		ビスが普及してから、危険運転等の苦情が急増しまし
		た。雇用の場合には、雇用主が従業者に対し、講習等
		により自転車安全利用に関して適切な情報提供を行う
		べきことが、都条例により定められています。この業
		態では雇用関係はないとされていますが、システムの
		プラットフォームを運営している事業者への働きかけ
		や、警察署に指導・取締りの強化を要望するなど、区
		としても安全利用啓発の手法を工夫します。
保険未加入者をチェック	3	すでに自転車利用者の自転車保険加入は都条例で義務
すべき。未加入者に対し		づけられているため、これに基づき雇用主が通勤や業
罰則を設けるべき。		務での自転車利用に関し、確認を徹底するのが効果的
		と考えます。学生の通学についても同様です。このよ
		うに届出が強制力を持つ場合以外は、本人・家族に確
		認する以外に保険未加入者を把握する方法がないた
		め、罰則を定めても実際に適用するのは困難と考えま
		す。ご意見は参考とさせていただきます。
自転車事故を分析し、対	3	警視庁作成の「交通事故発生マップ」で事故種別ごと
策に活かすべき。		の発生場所の分布を把握していますが、幹線道路以外
		で生じる事故はもともと少なく、さらに自転車事故の
		場合、通報される割合が低いため(実際に生じた事故
		の2割と言われています)、なかなか活用が難しい状況
		です。また事故をケース別に分析する発生場所や事故
		種別だけでなく、発生時刻、進行方向、衝突時の位置
		関係等、様々な情報が必要ですが、交通死亡事故以外
		については、これらの情報は公表されておりません。
		いただいたご意見については、今後の課題とさせてい
		ただきます。
下り坂などでスピードを	3	場所により注意喚起看板の設置等を行っております
出しすぎる自転車に対す		が、引き続き、状況に応じ、必要な安全対策に取り組
る注意喚起を。		みます。また、スピードを出しすぎることによる転倒
		や、飛び出しによる衝突の危険性について、引き続き
		啓発を進めます。
I	1	

13 歳未満のヘルメット着	3	「大人がまずかぶって模範を示すべき」とのご意見は
用を進めるためには、大		その通りと考えます。都条例では年齢を問わず自転車
人がまずかぶって模範を		乗用時のヘルメット着用を「努力義務」としており、
示すべき。年齢を問わず		区では、13歳未満の子どもの保護者等の大人に対し、
ヘルメット着用を義務化		自転車ヘルメット着用に向けた啓発を進めておりま
してはどうか。		す。いただいたご意見については、今後の参考とさせ
		ていただきます。
未整備の自転車が多く危	3	施策5「自転車点検整備の促進」により取り組みを進
険。自転車点検整備の促		めます。
進を。		
具体的に事故の起こりそ	3	交通安全教室、自転車安全講習、冊子「子育て自転車
うな場合を、イラストや		の選び方&乗り方」等では、具体的に事故の起こりそ
スタントマンが演じた動		うな場合をイラストでお伝えしております。いただい
画で、子どもと保護者に		たご提案を参考にしながら、今後、効果的な啓発動画
伝えるべき。		の作成に取り組みます。
自転車安全利用に防犯カ	2	現在の防犯カメラの取り扱いでは、個人情報保護の観
メラを活用せよ。		点から、交通事故の通報がなされ、警察の捜査の一環
		として情報請求されることが活用の前提条件になると
		考えます。画角や解像度の問題もあります。ご意見は
		今後の参考とさせていただきます。
AIによる自転車自動ブ	2	自転車の走る仕組みを考えると、運転制御や自動運転
レーキを開発すべき。		は、自動車の場合に比べ技術的に格段に難しいと考え
		られます。今後の技術革新や製品開発を注視すること
		とし、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
自転車と歩行者の通行場	2	歩道が整備されている道路で、車道上に自転車通行空
所の間に、安全のため柵		間が整備されている場合には、すでに段差等で分離さ
を設置してほしい。		れています。一方、歩道のない道路や歩道上では、歩
		行者と自転車を柵で分離しようとすると、道路空間そ
		のものが狭いことから歩行者にとっても自転車にとっ
		ても、とても通行しにくいものとなってしまいます。
		ご意見は今後の参考とさせていただきます。
雨天に対応した自転車用	2	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきま
ポンチョや顔カバーを開		す。
発してほしい。		

自転車利用者には講習受	2	たとえば従業者が通勤や業務で自転車を使用する場
講を義務化すべき(受講		合、都条例により雇用主が従業者に対し、講習等によ
済者はシールを貼ってわ		り自転車安全利用に関する情報を適切に提供するよう
かるようにする)。		に定められています。こうした規定について周知し、
		講習受講者の拡大に努めます。
自転車用のカーブミラー	2	カーブミラーは自動車のために設置されています。自
を設置してほしい。		転車の場合、交差点では一時停止して安全確認するよ
と放置して100000		うお願いいたします。
宅配自転車の背負いケー	2	自転車の業務利用としては、以前から介護サービス、
スに背番号を付し、違反		配達・点検等がありましたが、登録制の食事配達サー
時に通報しやすくすると		ビスが普及してから、危険運転等の苦情が急増しまし
よい。		た。雇用の場合には、雇用主が従業者に対し、講習等
		により自転車安全利用に関して適切な情報提供を行う
		べきことが、都条例により定められています。この業
		態では雇用関係はないとされていますが、システムの
		プラットフォームを運営している事業者がおりますの
		で、これに対し、同様の義務の履行を求めると共に、
		警察署に指導・取締りの強化を要望し、区としても安
		全利用啓発の手法を工夫します。
ー 高齢者だが、車道左端を	2	スポーツ自転車や電動アシスト自転車の普及により、
通行していて、自転車に		自転車のスピードが上がり、乗り手によってもスピー
追い抜かれる時に怖い思		ドが異なることから、走行ルールやマナーだけではな
いをしている。		く、互いに思いやりをもって、通行していただけるよ
		う、啓発に努めてまいります。70歳以上の高齢者につ
		 きましては、「自転車歩道通行可」の標識の出ていない
		歩道でも、自転車での通行が認められています。歩道
		を通行する場合は、「車道側を徐行、あくまで歩行者優
		先」を守っていただくようお願いいたします。
自転車利用者に、自身を	2	区内でも歩行者と自転車の衝突による死亡事故が発生
守り、歩行者を守るため		していること、1億円近い損害賠償金が請求された事
の安全利用の仕方を教育		例があること、その際に自転車に乗っていたのは小学
すべき。		5年生であり、子どもの運転する自転車でも相手に重
		傷を負わせてしまう怖れがあることなど、自転車事故
		のリスクについて引き続き周知に努めるとともに、歩
		行者にとって自転車が「こわいもの」と感じられてい
		ることの気づきを促し、歩行者への思いやりやコミュ
		ニケーションの醸成に努めます。

年に1回、自転車の「健	2	自転車の点検整備は都条例により、すべての自転車利
康診断日」をつくり、そ		用者の「努力義務」とされています。自転車の点検整
の日は自転車店で安価に		備には安全性や性能を維持するだけでなく、自分の自
点検が受けられるように		転車に愛着を持って大事に乗り続けることにより、乗
し、同時に自転車ルー		り手の自覚を育む効果もあります。そのためにはご意
ル・マナーに関するアン		見のように、点検整備を体験する「きっかけ」づくり
ケートに回答・提出させ		が必要です。点検整備を担当する自転車店の意見を聞
るのはどうか。		きながら、具体的な実施手法を検討します。
後ろから近づく自転車が	2	「音もなく背後から近づいてくる自転車がこわい」と
わかるよう、自転車が音		のご意見をいただきました。ベルを鳴らすのは本来の
を出す仕掛けを工夫して		用法と違い、不快に感じる方もいるため、別の仕方で
ほしい。		音を出すことはできないかと検討したことがありま
		す。小さな音では気がつかないし、朝の通勤・通学時
		のように自転車が多数通行する場合には、1台ずつは
		小音量でもうるさくなってしまいます。徐行では鳴ら
		ず、速度を上げると鳴るのはどうかとも考えたのです
		が、後付けの仕掛けとして作るのは難しく、検討は頓
		挫してしまいました。今回のご意見を踏まえ、改めて
		検討します。
区の広報紙に2次元コー	2	区民が交通安全に関心を持ち、情報を分かりやすく伝
ドを入れる、SNS でリン		えるには、動画の活用は効果的と考えます。当課ホー
クを発信する等して、自		ムページに掲載の交通安全情報をご覧いただくため、
転車の安全利用啓発動画		区の広報紙に2次元コードを入れる、SNSでリンクを発
を見てもらうのはどう		信する等はすでにしておりますが、いただいたご意見
か。		を参考にしながら、今後、効果的な啓発に取り組みま
~ 0		す。
自転車を利用している	2	区職員やごみ収集車等の区の委託事業者に対し、自転
際、ごみ収集車など自動		車の追い越す際には特に安全に注意するよう指導する
車に追い越される時にギ		とともに、区民に対しても自転車の安全な利用につい
リギリを通行されること		て啓発を進めます。
が多く、怖い思いをして		
いる。		
. 50	1	

幅3m未満の歩道は、子	2	ある区間について歩道を「自転車通行可」とするかど
ども、高齢者以外は自転		うかは、通行禁止の解除であり、交通管理者である警
車の通行を禁止すべき。		察の権限となります。現在、区内の歩道のほとんどが
		「自転車通行可」とされています。ご意見は参考とさ
		せていただき、引き続き歩道を通行する場合の自転車
		の安全な通行の徹底の啓発に努めます。
お母さん(女性)が競っ	2	カバーの「着せ替え」ができるヘルメットを警視庁が
てかぶりたくなるような		一時PRしていましたが、普及には至りませんでし
自転車ヘルメットが作れ		た。自身の頭部のけが、特に重傷化の防止、子どもの
ないか。		ヘルメット着用の促進等、啓発を引き続き進めるとと
		もに、今後の技術革新、製品開発を注視します。
自転車ルールをわかりや	2	「世田谷区民自転車利用憲章」リーフレットの裏面に
すく整理しパンフレット		「自転車安全利用五則」を掲載(区ホームページにも
にしてほしい。		掲載しています)しているほか、自転車安全講習等で
•		はより詳しく自転車ルールを説明した警視庁作成パン
		フレット「自転車の正しい乗り方」を配布していま
		す。
	2	・・
ともに、交通ルールを学		施設を必要なだけ整備するのは困難と考えます。ご意
べる施設を整備してほし		見を参考に、公園や学校の校庭等を活用した定期的な
い。自宅から持って行か		自転車安全講習の巡回型実施の可能性について検討し
なくて済むよう、その場		ます。
で自転車が借りられると		54 / 0
よい。		
駅周辺(たとえば半径	2	
200mの範囲内) や時間帯		り、現在の交通規制の考え方では実施は難しいと考え
指定で自転車通行禁止区		ます。一方、駅前広場内ではなく、その周辺に駐輪場
域(自転車押し歩きの規		より。
則)を作るべき。 		組みの実施例があります。ご意見を参考に歩行者と自 転車が安全・安心に世友できる環境敷備な進めます
占担去2010というほ 人な	0	転車が安全・安心に共存できる環境整備を進めます。
自転車がどういう場合な	2	自転車の走行位置については、道路交通法に定められ
ら歩道を通行してもよい		ており、区や警察のホームページやパンフレットで
のか、よくわからない。		も、ご覧いただけます。区としても、自転車の走行ル
		ールやマナーについては、引き続き、様々な手法で、
		啓発に取り組んでまいります。なお、いただいたご意
		見を踏まえ、今回の計画に説明資料を掲載しました。

Lines I had a direct	1	Limbs I had a sale with the sa
夜間に自転車を利用する	1	夜間、自転車には前照灯の点灯と反射板等の尾灯の装
場合は、認識しやすい蛍		備が道路交通法で義務付けられています。また、区で
光タスキの着用を義務づ		は高齢者に対し、夜間の歩行時は明るい色の服装や反
けるべき。		射材を靴や衣服に付ける等が交通事故防止に有効であ
		ることを啓発しています。ご意見は今後の参考とさせ
		ていただきます。
自転車の歩道通行を禁止	1	歩道を「自転車通行可」とするかどうかは、通行禁止
すべき。		の解除であり、交通管理者である警察の権限となりま
		す。また、道路交通法では、普通自転車通行可の標識
		や道路標示がある場合などは、歩道を通行できること
		となっています。区としては、引き続き、歩道を通行
		する場合の自転車の安全な通行の徹底について、啓発
		に努めます。
自転車に乗る際には、ブ	1	引き続き、交差点での一時停止による安全確認、歩道
レーキレバーを握り、す		上での徐行による歩行者優先の通行など、自転車の走
ぐに停止できるようにし		行ルールやマナーについて、啓発に努めます。
て運転すべき。		
自転車の長所である「速	1	自転車が手軽で便利な乗り物であるということには、
く走れる」という特徴を		「歩くよりも楽で速い」という特徴が含まれてくると
失わない政策にしてほし		考えます。一方、人口も多く、住宅地を中心とした世
V,		田谷区においては、区として目指すべきは、自転車が
		 性能を最大限に発揮できることではなく、歩行者、自
		動車と安全・安心に共存できる環境整備だと考えてい
		ます。
電動アシスト三輪子育て	1	二輪車に比べ、一般に三輪車は安定性は向上します
自転車を開発すべき。		が、曲がるのが難しくなるなど操作性が低下するとと
		もに、車体の幅の問題も出てきます。安全で使いやす
		い三輪の電動アシスト自転車が製品化された上での利
		用促進になると考えます。ご意見は今後の参考とさせ
		ていただきます。
20 インチ等の小径自転車	1	冊子『子育て自転車の選び方&乗り方』では、普通の
を女性、高齢者に勧めて		大きさの車輪の自転車と小径自転車の特性を挙げて説
ほしい。		明しています。引き続き、このような取り組みを重ね
		啓発に努めます。
70歳以上は歩道通行時に	1	ご意見を参考取り組み例として、今後の参考とさせて
わかるよう自転車に紅葉		いただきます。
マークを付けるとよい。		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1	

現状のように狭い道路を バスが通行していては、 自転車との共存は難し い。 区・警察で自転車利用 (危険運転)の実態を調 査すべき。	1	互いに注意を配り、譲り合うことにより、安全・安心に共存できるよう環境整備を進めます。 通学路については、PTAの要望等により区で登校時間帯の交通実態を確認しています。また、区民からの苦情に基づき、自転車が危険な地点・時間帯が特定で
		きる場合には、やはり実態を確認しています。今後、 警察署とも連携し、引き続き実態の把握に努めます。
自転車がルール・マナー を守るよう、区が定期的 に情報を発信し、クイズ 形式も活用するなど工夫 すべき。	1	区広報紙「区のお知らせ」への掲載、デジタルサイネージやエフエム世田谷の区情報番組の活用等により、 自転車安全利用のための情報発信に努めてきました。 引き続き、ご意見を参考に、さらに区民に伝わりやすい工夫をいたします。
地域の一員として、学校・地域での自転車安全利用啓発に協力したい。	1	お申し出ありがとうございます。区では、区民が自主 的に自転車安全利用に取り組む「自転車安全利用推進 員」の育成・支援を進めています。育成講習の受講が 必要です。詳しくは区ホームページをご覧いただく か、区交通安全自転車課までお問合せください。な お、自転車安全講習を実施したい、啓発資料を配布し たい等のご希望でしたら、すぐに対応できますので、 区交通安全自転車課にご相談ください。
道で歩いていて人とすれ 違う場合には、後ろから 自転車が来ないか確認す るとよい。	1	交通ルール上は「自転車は車両。車道左端を通行。歩 道は例外」で、「歩道を通行する場合はあくまでも歩行 者優先」ですが、実際には歩行者の隙間を縫って通行 する自転車もいるので、ご意見のように歩行者が人と すれ違う場合には、ちらりと後ろを見て、自転車が来 ないか確認することは大事で、安全確保につながりま す。
自転車点検整備を義務化 し、「かかりつけ自転車 店」を持ってもらう。	1	自転車の点検整備は、すでに都条例ですべての自転車 利用者に対し「努力義務」とされているところです が、習慣として定着しているとは言えません。区でも タイヤの空気補給、乗り方の変化に合わせた調整、さ らには点検整備等を行える「かかりつけ自転車店」 を、パンクした時に押し歩きで行ける範囲にぜひ持つ ようにお勧めしています。さらに啓発を進めます。

子育て家庭向けに三輪自			
(二輪の子育で自転車は 見ていて怖いため)。 車体の幅の問題も出てきます。安全で使いやすい三輪 の子育で自転車が製品化された上での利用促進になる と考えます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。 自転車に乗る人が、歩行 者、自動車、他の自転車 に配慮するよう、小学生でもわかる本を書きたい。	子育て家庭向けに三輪自	1	二輪車に比べ、一般に三輪車は安定性は向上します
見ていて怖いため)。 の子育て自転車が製品化された上での利用促進になると考えます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。 自転車に乗る人が、歩行者、自動車、他の自転車に配慮するよう、小学生でもわかる本を書きたい。 歩道をチャイムを鳴らしながら通行する自転車を取り締まるべき。 歩道をチャイムを鳴らしながら通行する自転車を取り締まるべき。 「自動車の力ラクションと同様、曲がり角の向こうの見えない相手に存在を知らせることが、自転車のベルの本来の使い方です。「どけどけ」と自転車のベルを鳴らすのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反ではありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 「本年の選があり、対処してほどの大きに関ロしていただきました。なのでは、変価な移動手段として「使い捨て」感覚で自転車を利用することが、危険運転や路上放置の原因の一つとなっています。ご意見のとおり、質のよい自転車を点検整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 「本程のより、ないの管理所管にご意見を伝え、対応します。	転車の利用を促進すべき		が、曲がるのが難しくなるなど操作性は低下します。
と考えます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。	(二輪の子育て自転車は		車体の幅の問題も出てきます。安全で使いやすい三輪
す。	見ていて怖いため)。		の子育て自転車が製品化された上での利用促進になる
日転車に乗る人が、歩行 者、自動車、他の自転車に配慮するよう、小学生でもわかる本を書きたい。 ターネット万能のように言われますが、冊子で『子育でもわかる本を書きたい。 ターネット万能のように言われますが、冊子で『子育でもわかる本を書きたい。 ターネット万能のように言われますが、冊子で『子育で自転車の選び方&乗り方』を制作した経験からすると、パラパラと見られる紙の手軽さ、暖かみは、確かな手応えを持っています。 日動車のクラクションと同様、曲がり角の向こうの見えない相手に存在を知らせることが、自転車のベルの本来の使い方です。「どけどけ」と自転車のベルを鳴らすのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反ではありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 タ金で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。 各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。			と考えます。ご意見は今後の参考とさせていただきま
 者、自動車、他の自転車に配慮するよう、小学生でもわかる本を書きたい。 歩道をチャイムを鳴らしながら通行する自転車を取り締まるべき。 り締まるべき。 1 自動車のクラクションと同様、曲がり角の向こうの見えない相手に存在を知らせることが、自転車のベルの本来の使い方です。「どけどけ」と自転車のベルを鳴らすのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反ではありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 互を強力のとは、他の手軽を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 区施設の生け垣が歩道にせり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日)箇所があり、対処してほ 			す。
に配慮するよう、小学生でもわかる本を書きたい。 ターネット万能のように言われますが、冊子で『子育でもわかる本を書きたい。 歩道をチャイムを鳴らしながら通行する自転車を取り締まるべき。 取り締まるべき。 「はありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 「変化のを理解を発出して「使い捨て」感覚で自転車を利用することが、危険運転や路上放置の原因の一つとなっています。ご意見のとおり、質のよい自転車を利用することが、危険運転や路上放置の原因の一つとなっています。ご意見のとおり、質のよい自転車を高検整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 「医施設の生け垣が歩道にせり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日)箇所があり、対処してほ	自転車に乗る人が、歩行	1	ぜひお願いいたします。若者はスマホしか見ないと言
でもわかる本を書きたい。 でもわかる本を書きたい。 でもわかる本を書きたい。 でもむかる本を書きたい。 歩道をチャイムを鳴らしながら通行する自転車を取り締まるべき。 取り締まるべき。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 区施設の生け垣が歩道にせり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日)箇所があり、対処してほ	者、自動車、他の自転車		われ、SNS(Social Network Service)をはじめ、イン
い。 と、パラパラと見られる紙の手軽さ、暖かみは、確かな手応えを持っています。 歩道をチャイムを鳴らしながら通行する自転車を取り締まるべき。 自動車のクラクションと同様、曲がり角の向こうの見えない相手に存在を知らせることが、自転車のベルの本来の使い方です。「どけどけ」と自転車のベルを鳴らすのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反ではありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 を確しながら大事に利用していただくべく啓発を進整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 「を施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。	に配慮するよう、小学生		ターネット万能のように言われますが、冊子で『子育
歩道をチャイムを鳴らし 1 自動車のクラクションと同様、曲がり角の向こうの見 えない相手に存在を知らせることが、自転車のベルの 本来の使い方です。「どけどけ」と自転車のベルを鳴ら すのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反で はありません。むしろ「ベルはだめ」ということばか りが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいている ことをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って 安全に、自転車に乗るようになるのでは。	でもわかる本を書きた		て自転車の選び方&乗り方』を制作した経験からする
### お前を手ゃイムを鳴らしながら通行する自転車を取り締まるべき。 自動車のクラクションと同様、曲がり角の向こうの見えないも通行する自転車を取り締まるべき。	V √°		と、パラパラと見られる紙の手軽さ、暖かみは、確か
ながら通行する自転車を 取り締まるべき。			な手応えを持っています。
本来の使い方です。「どけどけ」と自転車のベルを鳴らすのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反ではありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 区施設の生け垣が歩道にも、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 区施設の生け垣が歩道にも、各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。	歩道をチャイムを鳴らし	1	自動車のクラクションと同様、曲がり角の向こうの見
すのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反ではありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 区施設の生け垣が歩道にも、変全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 区施設の生け垣が歩道にもからで理所管にご意見を伝え、対応します。 を施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。	ながら通行する自転車を		えない相手に存在を知らせることが、自転車のベルの
はありません。むしろ「ベルはだめ」ということばかりが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 区施設の生け垣が歩道にせり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日)箇所があり、対処してほ	取り締まるべき。		本来の使い方です。「どけどけ」と自転車のベルを鳴ら
りが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイチャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 区施設の生け垣が歩道にも助出のではのではのではのでは、 区施設の生け垣が歩道にも助出して、自転車が通りにくい(特に雨の日)箇所があり、対処してほでが正しいよの設定では、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜くのが正式でしまっています。」との説解が広まってしまっているである。 安価な移動手段として「使い捨て」感覚で自転車を利用することが、危険運転や路上放置の原因の一つとなっています。ご意見のとおり、質のよい自転車を点検整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。			すのはもちろん良くないのですが、道路交通法違反で
くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。 今回の意見募集では「背後から自転車が近づいている ことをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多 くいただきました。 マイカーのように「マイ チャリ愛」が高まれば、 大事に、責任感を持って 安全に、自転車に乗るよ うになるのでは。 区施設の生け垣が歩道に せり出して、自転車が通 りにくい (特に雨の日) 箇所があり、対処してほ			はありません。むしろ「ベルはだめ」ということばか
今回の意見募集では「背後から自転車が近づいていることをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイ			りが強調され過ぎて、「ベルを鳴らさずに黙って追い抜
ことをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多くいただきました。 マイカーのように「マイ チャリ愛」が高まれば、大事に、責任感を持って安全に、自転車に乗るようになるのでは。 区施設の生け垣が歩道に せり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日) 箇所があり、対処してほ			くのが正しい」との誤解が広まってしまっています。
マイカーのように「マイ 安価な移動手段として「使い捨て」感覚で自転車を利 用することが、危険運転や路上放置の原因の一つとな っています。ご意見のとおり、質のよい自転車を点検 整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進 らになるのでは。 密施設の生け垣が歩道に 世り出して、自転車が通 りにくい (特に雨の日) 箇所があり、対処してほ といただきました。 でいたでは、			今回の意見募集では「背後から自転車が近づいている
マイカーのように「マイ			ことをベルで歩行者に知らせるべき」とのご意見を多
チャリ愛」が高まれば、 大事に、責任感を持って 安全に、自転車に乗るようになるのでは。用することが、危険運転や路上放置の原因の一つとなっています。ご意見のとおり、質のよい自転車を点検整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。区施設の生け垣が歩道にせり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日)箇所があり、対処してほ1			くいただきました。
大事に、責任感を持って 安全に、自転車に乗るようになるのでは。 整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 区施設の生け垣が歩道に 1 各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。 せり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日) 箇所があり、対処してほ	マイカーのように「マイ	1	安価な移動手段として「使い捨て」感覚で自転車を利
安全に、自転車に乗るようになるのでは。 整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を高めるよう取り組みます。 区施設の生け垣が歩道に せり出して、自転車が通りにくい(特に雨の日) 箇所があり、対処してほ	チャリ愛」が高まれば、		用することが、危険運転や路上放置の原因の一つとな
うになるのでは。 め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を 高めるよう取り組みます。 区施設の生け垣が歩道に せり出して、自転車が通 りにくい(特に雨の日) 箇所があり、対処してほ 1 箇所があり、対処してほ め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を 高めるよう取り組みます。 各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。	大事に、責任感を持って		っています。ご意見のとおり、質のよい自転車を点検
高めるよう取り組みます。 区施設の生け垣が歩道に 1 各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。 せり出して、自転車が通りにくい (特に雨の日) 箇所があり、対処してほ 目	安全に、自転車に乗るよ		整備しながら大事に利用していただくべく啓発を進
区施設の生け垣が歩道に 1 各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。 せり出して、自転車が通 りにくい(特に雨の日) 箇所があり、対処してほ	うになるのでは。		め、安全で適切な利用に向け、自転車利用者の自覚を
せり出して、自転車が通 りにくい (特に雨の日) 箇所があり、対処してほ			高めるよう取り組みます。
りにくい (特に雨の日) 箇所があり、対処してほ	区施設の生け垣が歩道に	1	各施設の管理所管にご意見を伝え、対応します。
箇所があり、対処してほ	せり出して、自転車が通		
	りにくい (特に雨の日)		
Lv.	箇所があり、対処してほ		
	LV.		

住宅地内の自動車交通量	1	住宅地内の自動車交通量が多い道路への交通安全対策
が多い道路に対し、交通		としては、「ゾーン 30」を含む交通規制や路面へのイメ
安全対策をしてほしい。		ージハンプの設置等により通行速度を抑制すること、
自転車利用環境も向上す		また路側帯のカラー舗装化やポールの設置等が考えら
る。		れます。通学路であればスクールゾーンの指定による
		時間帯限定の車両通行禁止(ただし自転車を除く)も
		あり得ますが、速度制限と同じく交通規制なので警察
		による判断となります。
危険運転車に対し、駐輪	1	道路交通法とは別に区独自の罰則を設けるのは、対象
場や公園の清掃等、区独		の特定をはじめ制度構築が難しいと考えます。いただ
自の罰則を設けるべき。		いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
コロナ禍で保護者が学校	1	これまでにも保護者に配布する「PTA 便り」等に自転車
のホームページをよく見		安全利用に関する記事を掲載していただいたりしてい
るようになっていること		ます。いただいたご意見については、取組みの参考と
を活かし、すべての小・		させていただくとともに、学校等とも連携を図り、交
中学校のホームページに		通安全啓発に取り組んでまいります。
自転車ルール等を掲載し		
てもらってはどうか。		
自転車だけでなく、歩行	1	「自転車を安全利用するために、自転車利用者がまず
者、自動車も巻き込んで		は姿勢を表明し、歩行者、自動車も巻き込んで活動を
活動を広げるため、「子		広げ、同じまちの生活者として認め、見守り、譲り合
どもを守るカンガルー」		うようにすべき」とのご指摘は、まったくそのとおり
のように自らの思いを表		であると考えます。交通安全に対する区民の意識が、
すキャラクター・シール		これまで以上に深まるよう、いただいたご意見を参考
を自転車に貼ってはどう		にしながら、手法について、更なる工夫を行い、啓発
か。自転車は表明した思		に取り組んでまいります。
いを守って安全に自転車		
を利用し、歩行者、自動		
車は同じまちの生活者と		
してそれを認め、見守		
り、譲り合うようになる		
きっかけとしたい。		

自転車で車道を通行して	1	信号の設置されている交差点では2段階右折がルール
いる際に、自動車の交通		となります。信号のない交差点でもショートカットは
量が多く、右折ができな		車道の右側通行(逆走)となり危険ですので、2段階
い。		右折と同じように大きく左側を回るようにしてくださ
		い。自動車交通量が多ければ、交差点でいったん停止
		し、安全を確認しながらハンドサインで自動車に合図
		して右折するのが安全です。
日本の交通ルールを知ら	1	区ホームページには、英語、中国語、ハングルの3か
ずに自転車を利用してい		国語で交通ルール・マナーを掲載しています。さらに
る外国人に対し、周知方		効果的な周知・啓発に向け検討します。
法を検討し、実施すべ		
き。		
交通安全上の注意点や交	1	道路上への交通ルール・規制の表示は、交通管理者で
通ルール・規制等が、ど		ある警察の権限となります。自転車ナビマーク、ナビ
の年代、国籍でもわかる		ラインについても、ピクトグラム自体は警視庁で定め
よう、サインやピクトグ		たものです。いただいたご意見については、警察に伝
ラムを道路に表示してほ		えてまいります。
しい。		
自転車も通れる歩道橋、	1	区内で歩道橋が整備されている道路は都道か国道にな
エレベーター付きの歩道		ります。歩道橋の設置により、車道との動線を分離す
橋整備等のハード環境を		ることで、交通安全対策として効果的な取り組みです
整備して、自転車事故を		が、エレベーターやスロープを設置するために、多く
減らすべき。		の用地が必要となるなどの課題があります。ご意見は
		今後の参考とさせていただきます。
警察官や安全指導員だけ	1	区が地域と協働して、自転車に対し安全利用を直接呼
でなく、小学生の登校を		びかける街頭キャンペーンを実施する場合には、トラ
見守るボランティアの方		ブル防止、参加者の安全確保のため必ず警察官に立ち
など、ルール違反や危険		会っていただいています。ご意見を参考に、安全を確
運転があれば、その場で		保しながら、街頭での啓発を進める方法を検討しま
自転車利用者に注意し、		す。
現場で間違いに気づいて		
もらうことはできない		
カゥ。		
自転車安全講習受講を促	1	ご提案の特典制度について、すでに実施している自治
進するため、毎年の受講		体があります。いただいたご意見については、今後の
者には駐輪場利用料金割		取り組みの参考とさせていただきます。
引等の特典を与えてほし		

	1	
ν _°		
駅付近の踏切が特に危険	1	駅付近の踏切は開いている時間が短く、そこへ歩行
なので「車と自転車は		者、自転車、自動車が殺到するため、特に危険となっ
左、人は右」を路面標示		ていることはご指摘のとおりです。このため、千歳烏
やアナウンスで徹底して		山駅で、地域の呼びかけに基づき、鉄道事業者、警察
ほしい。密回避のために		署、区も参加した安全横断の呼びかけ(キャンペー
施設・建物の出入口で片		ン)を実施しています。その地点を実際に通行する歩
側通行が浸透しつつある		行者、自転車利用者等からの呼びかけが効果的です。
今がチャンス。		地域からの呼びかけに基づき、他の踏切でぜひ実施し
		たいと考えています。
自転車に対する自動車の	1	昨年の道路交通法改正では、自転車の危険運転項目
「あおり運転」的行為が		に、自動車の前方でジグザグ運転し進路を妨害する等
見られる。自動車運転者		の「あおり運転」が追加されました。自転車・自動車
への啓発と指導・取締り		運転者双方に「あおり運転」防止を啓発するととも
を強化してほしい。		に、警察に指導・取締りの強化を要望します。
自転車で横断歩道を通行	1	「自転車は車両。車道左端の通行が原則。歩道は例
する場合に、自転車専用		外」に基づき、横断歩道に沿った自転車通行帯は撤去
通行帯を通行するよう、		される傾向にあります。自転車で横断歩道を通行する
三軒茶屋交差点をモデル		場合は、歩行者の安全のため、できるだけ自転車を降
に指導員を付けて指導し		りて押し歩きするなど、引き続き啓発を進めます。指
てはどうか。		導員の配置については参考とさせていただきます。
子どもが生まれ、子育て	1	保育園、幼稚園、おでかけひろば等に冊子「子育て自
自転車に乗るようになっ		転車の選び方&乗り方」を配布しています。内容は区
たが、まだ、自転車ルー		ホームページでもご覧いただけますので、2次元コード
ルについて一度も公的な		やリンクをお送りするなど、子育て支援サービスの利
説明を受けたり、資料を		用者に情報を届けられるよう工夫します。なお、幼稚
受け取ったことがない。		園、保育園、おでかけひろば単位でご依頼をいただけ
どこかでしっかり説明、		れば、出前型で自転車安全講習もしています。
教育を受けたい。		
歩道上での自転車の危な	1	自転車の危ない運転が生じるポイントは多数あり、特
い運転を防止し、注意・		定の時間帯であっても指導員を配置するのは困難と考
指導する指導員を、特定		えます。ご意見を参考に自転車の走行ルールやマナー
の時間帯でよいのでおい		の啓発に更に取り組むとともに、歩道上の安全確保に
てほしい。		努めます。

	1	<u></u>
運転免許取得の際には交	1	大学生向けの自転車安全利用啓発リーフレットを作成
通ルールを必ず学ぶが、		し、区内の全大学に配布していますが、内容は区ホー
若者のクルマ離れによ		ムページでもご覧いただけますので、2 次元コードやリ
り、そうした機会を持た		ンクをお送りするなど、より幅広い層に情報を届けら
なかった大人が増えてい		れるよう工夫します。なお、事業所等からご依頼をい
る。これから社会に出る		ただいて、出前型で自転車安全講習も実施していま
若者に交通ルールを学ん		す。
でもらう機会が必要。		
区立小・中学校では交通	1	警察署等に依頼して交通安全教室を開催するなど、そ
安全教室を開催している		れぞれで対応していただいております。ご依頼をいた
とのことだが、私立小・		だいて啓発資料を配布する等、出前型で交通安全教室
中学校の交通安全への取		も実施しています。
り組みはどうなっている		
カュ。		
スーパーの駐輪場等で、	1	保護者向けの自転車安全講習や冊子「子育て自転車の
駐輪した自転車に子ども		選び方&乗り方」等で、子育て自転車は重心が高くて
を乗せたまま買物に行っ		倒れやすく、転倒した場合、乗っている幼児が高い位
てしまう親がいる。本当		置から路面等に叩き付けられてしまうため、「子どもの
に危ないのでやめてほし		乗せ下ろし時に特に注意」、「子どもを乗せたまま、自
V,		転車のそばを離れない」ことを説明しています。引き
		続き啓発に努めます。
「急ぐ気持ちに余裕を持	1	特に保護者向け、事業者向けの自転車安全講習では、
てば無事故につながる」		急ぐ気持ちが事故につながりやすいことを説明してい
時間に余裕を持ってルー		ますが、ご意見を参考にさらに啓発を進めます。
ルを守ることが安全につ		
ながる。		
曲がり角・交差点では最	1	交差点での一時停止による安全確認、右折時の右側通
徐行し、目と耳で安全確		行(逆走)の防止について自転車安全講習等で説明し
認を。		ていますが、ご意見を参考にさらに啓発を進めます。
スピードの出ない自転車	1	ご提案の「スピードの出ない自転車」に関する情報を
も開発されている。区が		見つけられませんでした。電動アシスト自転車は時速
助成し利用を促進すべ		24km でアシストがゼロとなるよう設定されており、こ
き。		れは一種の速度抑制装置ですが、ヨーロッパで区分さ
		れた自転車専用道路を通行する自転車の標準的な速度
		である時速 15~20km を超えており、「スピードが出な
		い」とはとても言えません。今後の技術革新、製品開
		発を注視します。
I .	1	<u> </u>

スマホ自転車に対する罰	1	自転車の「ながらスマホ」運転は、区の自転車条例で
則の強化を。駐禁確認の		も禁止を明文化したところですが、もともと東京都道
方に、スマホ自転車注		路交通規則、道路交通法71条第6号の違反であり、
意、罰金徴収の権限を。		罰則についてもすでに規定されています。交通違反の
		指導・取締り、罰金の徴収等は、すべて警察の権限と
		なります。
「ながらスマホ」による	1	道路交通法上の禁止事項に関する道路標識となるた
自転車運転禁止の標識を		め、交通管理者である警察の担当業務ですが、現在の
立ててほしい。		ところ「ながらスマホ」禁止の標識は定められており
		ません。注意喚起看板は区でも設置できますが、一時
		停止やスピードの出し過ぎと異なり、「ながらスマホ」
		は場所が限定されないため、引き続き、啓発による防
		止について方法を工夫します。
子どもが自転車で、保護	1	ご指摘のケースは、重大事故の起こりやすい危険な場
者の自転車の後をついて		面です。自転車安全講習等でも説明しているところで
いく場合、保護者が信号		すが、ご意見を参考に啓発の充実を図ります。
無視すれば、子どもも同		
じ行動をして危険に身を		
さらすことになる。保護		
者は子どもに身をもって		
模範を示すべき。		
自動車ドライバー、バ	1	今回のパブリックコメントでは、多くのご意見をいた
コス、タクシー、警察、一	1	だきました。「ルール・マナーを守って安全に自転車を
一人、ククシー、音祭、一 一般歩行者等に自転車利用		運転してほしい という主旨の内容で、個別には、信
者への要望をヒヤリング		号を守る、歩道上では歩行者優先、交差点では一時停
し、わかりやすくまとめ		よして安全確認、車道は逆走しない、スピードを出し
て広報してほしい。		すぎない、「ながらスマホ」や傘差し運転をしない、子
CIATRUCIAUV'		すさない、「ながらペマホ」や率差し運転をしない、子 どもを乗せたまま自転車のそばを離れない、路上放置
		をしない等の基本的な事項が、特に多いご意見です。
路上駐車をよけて自転車	1	自転車通行空間を利用していただく場合に、路上駐車
で通行する仕方、注意点		への対応は最も注意すべき場面であると考えていま
をしつかり指導すべき。		す。ご意見を参考に自転車安全講習等での説明をより
		具体的でわかりやすいものとします。

保育園・幼稚園入園前に	1	保育園・幼稚園に対し、保護者向け講習の実施を呼び
自転車通園予定者に自転		かけていますが、保護者が園に集まる機会は保護者会
車安全講習受講を義務化		等限られているため、実施につながらないのが現状で
すべき。		す。引き続き、小冊子「子育て自転車の選び方&乗り
		方」の配布を通じ、啓発を行うとともに、自転車安全
		講習の実施をよびかけてまいります。
上北沢教習所跡地を活用	1	警視庁の常設講習施設が喜多見にあり、定期的に自転
して常設の自転車講習施		車教室を実施しています。講習受講促進のためには、
設を整備してほしい。		参加しやすい身近なところでの実施が重要であるた
BY CHENN O CHOICE		め、今後も引き続き出前型による実施を進めていきま
		す。なお、上北沢教習所跡地は民有地であるため、ご
		意見は今後の参考にさせていただきます。
 区内大学で自転車安全利	1	警察署で同様の仕組みをすでに持っているため、それ
用啓発のためのボランテ	1	音祭者で回嫁の任祖みをすでに持つているため、それ との連携や、区による自転車安全利用推進員への参加
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
イアを育成(認定・助		促進等に努めます。
成)。		
一時停止等の表示をもっ	1	路面標示の仕方はすでに警視庁により規則で定められ
と自転車に対してわかり		ています。いただいたご意見は今後の取り組みの参考
やすく示すべき。		とさせていただきます。また、標識や路面標示を意識
		しない自転車利用者に対し、啓発等により注意喚起に
		努めます。
商店街やスーパーと連携	1	すでに路上への自転車放置への注意喚起をしていただ
して、店内アナウンスで		いている例があります。いただいたご意見を参考にし
自転車安全利用を呼びか		ながら、啓発の工夫に取り組んでまいります。
けるべき。		
実際に道路(歩道)を通	1	ユニークなアイデアありがとうございます。面的な速
行している自転車の速度		度規制である「ゾーン30」の導入に関して、自動車通
を測定して公表する、自		行速度のスピードガンによる実測を地域、大学等と協
転車で通行する際にどれ		働して行ったことがあります。意識調査の結果(自己
くらいの速度を出してい		申告による通行速度)を実測速度が上回っており、自
るか測定体験できるイベ		動車運転を客観視できる点で交通安全啓発に有効な方
ントを開催する等して、		法でした。いただいたご意見は、今後の取り組みの参
自転車利用者にスピード		者とさせていただきます。
		7 C C C C V 1 C 1 C C & Y 0
を意識してもらいたい。		

「自転車押し歩き推奨なななない。 ではないないのは、 の関係を対しては、の関係を対しては、 の関係を対しては、 の関係を対しては、 の関係を対しては、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	1	ご提案の方法は、たとえば車両通行禁止時間帯が設定されている商店街では、その時間帯において実施可能かつ有効な手段のひとつであると考えます。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 通学路の安全点検を行い、学校内で共有し、ホームページに掲載しています。いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただくとともに、自転車の安全利用に関する、情報共有のあり方については、更なる工夫に努めてまいります。
としてあるとよい。 自転車は歩道では歩行者 追い越し禁止とすべき。 エフエム世田谷で自転車	1	歩道上をスピードを出して走る、人の間をジグザグに 縫って走るなど、歩道上での自転車の危険な運転に関 するご意見を多数いただきました。「歩道では車道側を 徐行。あくまで歩行者優先」と区ホームページを含む 広報、交通安全教室、自転車安全講習、啓発資料の配 布、道路上への注意喚起看板の設置等により周知徹底 を図ってまいります。引き続き、さらに啓発を充実し ます。 エフエム世田谷で放送中の区政情報番組で、新学期、
の安全な乗り方を放送すべき。	-	夏休み、年末等の節目ごとに交通安全、自転車安全利 用についてご説明しています。引き続き取り組みを図 ります。

1	もはや子育ての必需品となっている子育て自転車の乗
	り方について、冊子「子育て自転車の選び方&乗り
	方」の配布、体験講習「初めての子育て自転車」の実
	施等、これに特化した安全利用啓発を進めています。
	いただいたご意見を踏まえ、まずは、乳幼児健診の受
	診者や子育て支援窓口への相談者などにもご覧いただ
	けるよう、この3月より担当窓口等で配布するととも
	に、4月からは、妊婦の方などにお渡ししている「せ
	たがや子育て応援ブック」に、この小冊子のご案内を
	掲載する予定です。
1	自転車は利用者が道路標識や路面標示を見ていないと
	のご指摘をいただいています。警察署とも連携し自転
	車利用者への注意喚起、安全啓発を図ります。
1	歩行者と衝突事故を起こした場合にも、自転車が無言
	で立ち去ってしまうとのご意見をいただいています。
	交通ルール、マナーの基本をはじめ、事故やヒヤリハ
	ット時の対応、歩行者への思いやり等の啓発に努めま
	す。
1	世田谷区におきましては、電動アシスト自転車はまず
	チャイルドシート付の「子育て自転車」として普及
	し、次いで通勤用に広がり、今後は高齢者層への普及
	が想定されます。電動アシスト自転車はバッテリーや
	モーターの搭載により車体が重く、モーターのアシス
	トにより簡単にスピードが出てしまうため、歩行者か
	ら怖がられる存在でもあります。今回のパブリックコ
	メントでも多くの方から「電動アシスト自転車に特化
	した自転車安全講習をすべき」とのご意見をいただき
	ました。区として、電動アシスト自転車を普及させ、
	台数を増やすよりも、より交通弱者である歩行者との
	共生を目指し、電動アシスト自転車がより安全に利用
	されるよう取り組んでまいります。
	1

自転車の歩道通行は高齢	1	歩道を「自転車通行可」とするかどうかの判断は警察
者、自転車走行に不安を		署の権限となります。また、道路交通法で規定されて
感じる人、子ども、子ど		いる 13 歳未満の子ども、70 歳以上の高齢者、身体の不
もを乗せた自転車等の事		自由な方以外について、事前の申請により可否を判断
前登録による許可制とす		するのも同じく警察署ということになります。ご意見
べき。		は今後の参考とさせていただきます。
自転車専用通行帯等での	1	法制度や法的判断の問題であるため、参考意見とさせ
自転車と自動車の衝突事		ていただきます。
故については、全面的に		
自動車運転者側の過失責		
任とすべき。		

(3) 自転車通行空間に関すること 271件

意見要旨	件	区の考え方(回答)
	数	
啓発、指導・取締り、荷	45	これまで駐車に対する横断幕による注意喚起や警察署
下ろし駐車場の整備等に		による取り締まりのほか、自転車通行空間上の合同パ
より、自転車通行空間上		トカーなども実施してきました。引き続き、違法駐車
の路上駐車を防止すべ		の取り締まりの強化を警察に要請するとともに、自転
き。		車通行空間の意義や役割などについて、広く啓発を進
		めます。
自転車通行空間整備を推	32	「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づき、計画
進すべき。		的に自転車通行空間の整備を進めます。
車道が狭い箇所での自転	23	「自転車専用通行帯」については1.5m、「自転車走
車通行空間の整備は危険		行帯」につきましては1.0mの幅員を確保していま
だ。		す。限られた道路幅員の中で、自転車通行空間の整備
		を行っているため、こうした幅員が確保できない場合
		は、自転車走行位置の目安を示す「自転車走行位置表
		示」を実施しています。自転車走行位置表示について
		は、自転車の通行位置や通行方向を示し、また自動車
		に対し、自転車が車道内で混在することを注意喚起す
		るために設置されるものであり、自転車利用者は車道
		左側の通行が原則であるもののその状況に応じて、車
		道・歩道のいずれかを通行するか判断することになり
		ます。今後、自転車通行空間の整備を進めるにあたっ
		ては、ドライバーに対しての意識啓発も含め、その利
		用の仕方、さらには交通ルールについて広く啓発に努
		めてまいります。
自転車通行空間の幅を確	21	「自転車専用通行帯」については車道の左側に1.5
保すべき。		m、「自転車走行帯」につきましては1.0mの幅員を
		確保しています。限られた道路幅員の中で、自転車通
		行空間の整備を行っているため、こうした幅員が確保
		できない場合は、自転車走行位置の目安を示す「自転
		車走行位置表示」を実施しています。

ヨーロッパのように自動 車通行空間と自転車通行 空間の縁石により、ある いはガードレールやラバ ーポールで分離する等、 自転車専用(優先)信号 を設置すべき。

21

18

17

自転車通行空間と自動車通行空間を縁石等で物理的に 分離するには、コペンハーゲンの例に見られるよう に、自転車通行空間に十分に余裕ある幅員の確保が必 要であり、そうでなければ、かえって自転車にとって 利用しにくい空間となってしまいます。多くの区道は 幅員が狭く、必要な空間の確保ができないことから、 物理的に車道との分離が難しいのが現状です。頂いた ご意見は、今後の整備手法の参考とさせていただきま す。

自転車通行空間の整備に あたっては、交通量の特 に多い道路、バスレーン のある道路は避けるな ど、場所を選ぶべき。

自転車は車道左側を走行することが原則であり、自転 車ナビマークについては、自転車の通行位置や通行方 向を示し、また、自動車のドライバーに対して、自転 車が車道内で混在することを注意喚起する役割も担っ ております。一方、自転車は、歩道に自転車通行可の 標識がある場合や運転者が13歳未満もしくは70歳 以上の場合に加え、自動車交通量が著しく多い等で安 全のためにやむを得ない場合には、歩道を通行するこ とが認められております。ただし、歩道を自転車で通 行する際は、車道寄りを徐行することが決められてお ります。区といたしましては、道路空間の安全な利用 を図るため、自転車通行空間の整備を引き続き進める とともに、車道では左端、歩道では車道寄りの通行を 含めた、走行ルール、マナーの啓発に取り組むなど、 警察署とも連携を取りながら、歩行者・自転車・自動 車がともに安全で快適に通行できる環境の整備を進め てまいります。

歩道が広い場合は歩道上 に自転車が通行する側を 示すなど自転車用レーン を整備すべき。 国土交通省及び警察庁による「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では、自転車は車両であり車道通行が原則であるとしており、現在、区では、これに基づき車道上に自転車通行空間の整備を進めています。その一方で、「東京都自転車通行空間整備推進計画(案)」(令和3年2月)では、歩道を活用した整備形態についても示しているところです。区道においては、その多くが歩道の幅員が狭く、自転車通行空間整備に必要な空間を確保することが難しい状況ですが、引き続き、道路幅員等の状況も踏まえながら、検討してまいります。

自転車専用道路を整備 し、自動車の駐停車を不 可とすべき。 自転車に整備した自転車 通行空間を通行するよう 守らせよ。走行状態でわ かる表示の工夫、講習の 実施等、指導員の配置も	9	現行の自転車専用通行帯は、車道の左端を自転車通行のために確保するため、自動車の駐車を排除することは困難です。自転車専用道路につきましては、自動車等を進入禁止にすることにより駐停車の排除が可能ですが、多くの区道は幅員が狭く、空間の確保ができないことから、自転車通行空間の整備が難しい状況です。ご意見は今後の参考とさせていただきます。 自転車は原則車道の左側通行であり、整備した自転車通行空間について周知に努めるとともに、自転車安全講習の際に利用方法を説明するなど、自転車の通行ルールやマナーについては、啓発をすすめます。
必要。 車道に整備された自転車 通行空間は、自動車が怖 くてなかなか通行できな い(高齢者)。	8	13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときは、歩道の通行ができます。また、歩道に「普通自動車歩道通行可」の標識等があるとき、道路工事や連続した違反車両などのために車道の左側を通行することが困難な時など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときは歩道を通行できます。一方、歩道を通行するときには、自転車は車道よりを徐行すること、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止をして歩行者の通行を妨げないようにすることなど、歩行者・自転車が共に思いやり、通行する必要があります。これらの自転車の走行ルールやマナーについて、広く啓発を進めます。
自転車通行空間の車種 (通行速度)ごとの細分 化、通勤通学時間帯等の タイムレーン(自動車通 行禁止等、歩行者、自転 車、自動車の優先順位を 変える)の設定をすべ き。	7	限られた道路幅員の中での整備であること、車両通行 禁止等の交通規制については交通管理者である警察署 の権限であること、時間帯で交通規制が切り替わるこ との道路通行者への標示や周知など、多くの課題があ り、現況において実施は難しいのが実情です。ご意見 は今後の参考とさせていただきます。

車道上に整備された自転 車通行空間に縁石や側	6	施策 6 「自転車ネットワークの形成に向けた自転車通 行空間の整備」に示す、「スリム型街渠」の設置など、
溝、あるいは路面の凸凹		自転車通行空間整備時に環境改善を図ってまいりま
があり、通行していて怖		す。
いことがある。改善でき		
ないか。		
道路を拡幅し、歩行者/	6	物理的に分離した3レーン構成を確保するために道路
自転車/自動車の3レー		を拡幅することは、用地確保の観点から難しいのが現
ン構成をスタンダードと		状です。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
してほしい。		
区内多摩川沿いに舗装サ	3	現行の多摩川沿いの未舗装の部分は、河川を管理する
イクルロードを整備すべ		ための道路として、河川管理者(国)が管理すること
き。		となっています。堤防の整備等と併せて、河川管理道
		路の舗装を河川管理者に要望してまいります。
交差点部(特に幹線道路	3	大きな幹線道路の管理者である、国や東京都へ申し伝
を横断する方向)の自転		えるとともに、区道交差点においては、いただいたご
車通行空間を整備し、右		意見を参考に現状を踏まえた、自転車通行空間の整備
左折してくる自動車に対		を進めるなど、交通安全対策に取り組みます。
し、安全に通行できるよ		
うにしてほしい。		
ナビマークの自転車の絵	2	ナビマーク、ナビラインの図柄は警視庁が規定し、区
は間違っている。		内だけでなく、都内共通で用いられているものです。
はなみず木通りの歩行者	2	ご指摘の箇所については、もともと中央に植栽帯があ
と自転車のコースを分離		り、その左右が歩行者、自転車にそれぞれ分けられて
している部分について、		いたものの、実際には守られず、小学校の通学路であ
もっと自転車に走りやす		るため、安全の確保が求められていたものです。さら
いよう改善を。		に沿道に保育園が建設され、この道路を送迎に利用す
		ることとなったため、自転車と歩行者の通行空間の分
		離と自転車の速度抑制を目指し、植栽帯を大部分撤去
		して空間の再配分を実施しました。自転車にとって少
		し走りづらいのは、速度抑制と歩行者との分離を徹底
		したためとご理解ください。
南北の自転車動線の充実	2	区内では、鉄道路線が東西方向に走っているため、そ
が必要。		こにアクセスする南北方向の自転車動線が重要となる
		のは、ご意見の通りです。自転車通行空間の整備を進
		めるとともに、都市計画道路など道路ネットワークの
		整備にも取り組んでまいります。

パーキングメーターを撤去して、自転車通行空間を整備すべき。 ブルーゾーンは成果が上がっているか。かえって事故が増えていないか。検証すべき。	2	パーキングメーターは、自動車の違法駐車対策として 交通管理者が設置したものでありますが、自転車の走 行位置と交錯する課題があります。これに対し、警察 庁「駐車対策の現状 2020」(令和 2 年 2 月)では、利用 率の低いパーキングメーターは撤去を検討し、撤去後 は自転車レーンの整備等に役立てるとしております。 いただいたご意見は、道路管理者や交通管理者とも情 報共有し検討してまいります。 自転車走行位置表示の整備前と後の効果検証を、事故 の多く発生する交差点部において実施し、自転車の車 道通行促進に効果があること、危ないケースは一時停 止して安全確認しない、斜め横断など自転車が交通違 反をした場合に多く生じることがわかりました。ま た、単路部については、自転車走行位置表示の整備方 み区間と未整備区間を比較し、整備の有無にかかわら ず、車道の通行量が多い場合は歩道を、歩道の通行量 が多い場合は車道を、自転車が選択して通行している ことがわかりました。自転車事故につきましては、警 視庁作成の交通事故マップでおおよその発生場所まで はわかるものの、自転車が道路のどの部分をどちら向 きに通行していた際に事故が生じたのか、自転車側に 何らかの交通違反があったのか等の情報についた際に がら確認ができませんが、上記の調査結果から「自転車 がら確認ができませんが、上記の調査結果から「自転車 がら確認ができませんが、上記の調査結果から「自転車 がら確認ができませんが、上記の調査結果から「自転車 がら確認ができませんが、上記の調査結果から「自転車 がら確認ができませんが、上記の調査結果から「自転車 がら確認ができませんが、上記の調査結果から「自転車 がらな状況ではないと考えられます。今後も道路環境、交通環境等を踏まえて、自転車通行空間整備を進 めます。
区内の緑道に自転車がス	2	園路幅が狭く自転車と歩行者のすれ違いに危険を生じ
ピードを出せないようハーザード等を設置し、近隣		る場合や、緑道と並行して道路がある場合は、自転車 通行を禁止しているところもあります。スピードを抑
の方々に安全な道路との		制するハンプなどの物理的なハザードは、車いすやベ
理解を得た上で、自転車		ビーカーなどの通行者に支障をきたす恐れがあるなど
と人が安全に共存できる		の課題があります。いただいたご意見を参考に、区民
「サイクリング道路」と		や利用者にとってより良い緑道となるよう、管理運営
して整備すべき。自転車		に取り組んでまいります。
は安全な緑道を通行で		

き、区内の名所を自転車		
で巡る提案もできる。		
自転車通行空間整備の目	2	わかりやすい「自転車通行空間整備の目的、内容等」
的、内容等について、わ		の周知に努めてまいります。
かりやすく説明・周知す		
べき。		
公開空地も活用して自転	1	民有地において公開空地は主に、歩行者のための空間
車通行空間整備を図るべ		として整備されており、自転車通行空間の整備に利用
き。		するのはなじまないと考えます。
区長は区内の自転車通行	1	整備された自転車通行空間について、あるいは自転車
空間を一度自転車で試走		通行空間の整備を予定している箇所について、区職員
すべき。		が自転車で試走するなど、交通環境、利用状況の実態
		把握に努めます。
 自転車通行空間整備とあ	1	安全な自転車走行環境を整備するためには、自動車の
日転車通行空間空間であります。	1	
		して頂いたハンプや狭さくなどは、その手法の一つで
度抑制のためのハンプを		
設置すべき。		ありますが、地域との調整が課題となることがありま
		す。今後、地域の実情を踏まえて、自動車の速度抑制
Harris and the Harris and		策を検討していきます。
茶沢通りの三軒茶屋~淡	1	令和2年度の整備工事において、自転車通行空間の整
島通り間は車道上に自転		備(自転車走行位置表示:自転車ナビマーク・青矢羽
車通行空間が整備されて		根)をいたしました。
おらず、歩道が狭いため		
歩行者は危なく感じてい		
る。自転車の歩道通行を		
規制できないか。		
区道にはかなり自転車通	1	自転車通行空間の整備を東京都へ働きかけてまいりま
行空間が整備されてきて		す。
いるが、都道については		
整備が遅れている。東京		
都に整備を求める。		
自転車が安全に車道を通	1	道路混雑の緩和と大気汚染防止のため、自動車ナンバ
行できるよう、曜日によ		一により乗り入れを規制する方式は、実際に諸外国で
る自動車ナンバー規制で		実施されております。一方で、自動車は利用圏域が広
自動車通行量を減らすべ		大地されておりより。
き。		想定されます。今後の参考とさせていただきます。

路上駐車が自転車通行空間をついてはは自転車をでは自動車をできます。 通行では自動車をできますができます。 通行ではないのではないのでは、はいいのではできますができます。 では、ないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	1	ご意見のように左側を空けて駐車しますと、自動車が 通行可能な車道の有効幅員を、より狭めることとな り、また、確保した駐車車両左側の空間も乗降等によ るドアの開閉を考えると危険で、自転車は通行しにく いと考えられます。ご意見は参考とさせていただきま す。 国や交通管理者へ情報提供し、連続したわかりやすい 整備を要望します。また、区が管理する道路において も、わかりにくい誘導とならないよう工夫していきま す。
交差点近くの左折レーン における自転車と自動車 の交錯を防止してほし い。	1	交差点を直進する自転車と左折レーンから左折する自動車は走行ラインが交錯するため、自動車側が安全に配慮する必要がありますが、自転車側も注意して走行する必要があります。例を区ホームページに掲載し、自転車安全講習でご説明するなど、啓発を図ります。
整備した自転車通行空間の実証実験を行い、結果を計画に反映すべき。	1	用賀中町通りの交差点部分を対象に、自転車ナビマークの整備前後における自転車の走行実態の調査を行っており、整備前よりも整備後の方が、自転車の車道左側の走行率が高くなっていることは確認できております。一方、自転車通行の安全性の向上につきましては、ビデオ調査により危険事象を確認したところ、一時停止による安全確認をしない、斜め横断をする等の交通ルールを守らない自転車による、危険なケースも見られました。引き続き、自転車通行空間の目的や利用方法の周知・啓発を進めるとともに、整備後の利用実態や走行状況などに、引き続き、注視しながら、自転車通行空間の整備を進めてまいります。
整備した自転車通行空間 について、もっと区民に 周知すべき。	1	自転車通行空間の整備箇所や役割や効果、利用の仕方などについて、周知に努めます。

	,	,
本来は自動車が通行する	1	水道道路の本来の位置付けは、ご意見の通りですが、
のが好ましくない水道道		区内では重要な自動車の交通動線となっている例もあ
路の自転車専用道路への		り、そうした場合は、自転車専用道路化は難しくなり
転換を試行すべき。		ます。水道道路は東京都の管理となるため、安全・快
		適な自転車通行空間整備手法の一つとしてご意見とし
		て参考にいたします。
自転車通行空間が車側か	1	区が自転車通行空間整備を進めるにあたっては、国土
らの視点を考えずに作ら		交通省及び警察庁による「安全で快適な自転車利用環
れている。		境創出ガイドライン」を踏まえております。自転車は
		車道の左側通行が原則であり、また、自転車通行空間
		の整備には、自動車に対し、自転車の通行位置をわか
		りやすく示す役割もあります。
祖師ケ谷大蔵駅北口の商	1	祖師ヶ谷大蔵駅の周辺には、都市計画道路 216 号の計
店街付近に自転車用とし		画はありますが、着手時期は未定となっており、また
て南北の直線道路を整備		駅周辺には、自転車道を整備する道路計画はありませ
してほしい。		ん。祖師谷通りは道路幅も狭く、商店への買い物目的
		の歩行者・自転車が錯綜し、バス通りともなり賑わい
		があります。祖師谷通りは「世田谷区自転車ネットワ
		ーク計画」における、利用環境・ルール検討路線とな
		っており、頂いたご意見なども参考にしながら、今後
		検討を進めてまいります。
京王線の「開かずの踏	1	駅付近、あるいは駅構内に自転車用スロープを整備す
切」が危険。歩行者は階		るのは、用地確保の観点から困難であると考えます。
段やエレベーターがあ		たとえば桜上水駅には自転車も搭乗可能なエレベータ
る。自転車用スロープを		一が設置されており、上階の駅改札口前を経由して、
整備してほしい。		線路を渡ることができます。なお、駅構内は自転車を
		降りて押し歩きをお願いいたします。ご意見は今後の
		参考とさせていただきます。なお、京王線は連続立体
		交差事業を進めており、将来は高架構造となることか
		ら「開かずの踏切」問題が解消する予定です。
仙川沿いの道路を「サイ	1	仙川沿いの道路は河川管理通路の扱いで、一部は幅が
クリング道路」として整		狭く、「世田谷区自転車ネットワーク計画路線」とはな
備してほしい。		っておりません。今後の自転車ネットワーク計画の改
		定にあたり、ご意見として参考にいたします。
L		ı

→ 34 13 1 M = 34 H + 3		
区道以外の道路も含めた	1	「世田谷区自転車ネットワーク計画」は国道・都道も
自転車ネットワークを考		自転車ネットワークとして位置付けております。一
えるべき。		方、区道以外の道路の自転車通行空間整備は各道路管
		理者において進めているため、今後、国・東京都とさ
		らに連携して自転車通行空間整備を進めてまいりま
		す。
自転車レーンは白色では	1	自転車通行空間整備の場合の路面標示につきまして
なく黄色で示すべき。		は、ナビマークが白の自転車ピクトグラムと白矢羽
		根、ナビラインが青矢羽根、自転車専用通行帯が青ペ
		イントに白の文字・矢羽根・ピクトグラムと、警視庁
		により都内共通で定められております。
現行の自転車通行空間に	1	区内の道路ネットワークの状況を踏まえると、自転車
は、法令に反するものが		専用道を新たに整備し、既存の道路を自転車専用道に
あり、至急改善が必要で		転換することは困難と考えます。自転車専用道に準じ
ある。自転車ナビマーク		る自転車専用通行帯についても、世田谷区内の道路の
等は道路交通法、道路構		大半は、必要な幅員が確保できないため、整備できる
造令に準拠しておらず、		箇所は限られます。自転車は車道の左側の通行が原則
ごまかしである。自転車		であり、自転車ナビマーク等を表示することにより自
は自転車専用道の整備が		転車が車道上で通行する位置・方向を示し、同時に自
されなければ、安全な利		動車側にも自転車が通行することを注意喚起すること
用はできない。		で、安全な利用を目指しております。
自転車通行空間がある	1	引き続き、自転車通行空間の整備に努めてまいりま
と、堂々と車道を通行し		す。一方、道路幅が狭いなかでの整備をしていること
て構わないのだと安心す		から、自転車通行を通行する際にも十分安全に気を付
る。		けて、交通法規を遵守し歩行者・自転車・自動車がと
		もに快適に利用できるよう、ご協力ください。
上り坂では自転車はスピ	1	世田谷区では特に国分寺崖線沿いの道路において急勾
ードが落ち、運転が不安		配の坂が多くあります。自転車の専用レーンの設置は
定になりやすい。自動車		道路幅が狭く難しい実情がありますが、ご意見は、今
との速度差が生じて恐怖		後の道路整備において参考にいたします。
感も増す。上り坂には自		X - Z-11 EVIII (- 12) (12) (12) (12) (12)
転車専用レーンを設けて		
ほしい。		
10000		

	1	
バス停付近を安心して通	1	特に道路幅の狭い区道上でのバス停付近の自転車走行
行できるよう、自転車通		については、乗降のため停車しているバスを追い越す
行空間の整備の仕方を工		際に危険を感じるなど課題があり、走行ルールの啓発
夫してほしい。		なども含めて、自転車通行空間整備の工夫が必要と考
		えております。今後、「世田谷区自転車ネットワーク計
		画」の改定に向けて、検討してまいります。
自転車通行空間の白線が	1	日頃より道路管理パトロールを行い道路の維持管理に
消えかかっているところ		努めており、また、舗装の更新に合わせて再表示など
があるので、引き直して		 行っております。しかしながら、区内の道路で表示が
ほしい。		 消えかかっている箇所などを見つけられましたら、土
		 木管理事務所などに情報提供していただけると幸いで
		す。
自転車通行空間に「サイ	1	^ °
クルゾーン 等の愛称を		が、区民に十分に周知されていないと感じてのご提案
付けるとよい。		と受け止めました。自転車通行空間の周知と利用啓発
		に努めることとし、ご意見はその参考とさせていただ
		きます。
区内のどこかに、走りた	1	自転車通行空間の役割、利用の仕方等が、区民に十分
くなるような自転車道を	1	日報単過17年間の後間、利用の任力サル、四氏に「カー に普及浸透していないと感じられており、効果を体感
「早急につくるべき。		できる魅力的な場所を整備すべきとのご提案と受け止
十心にライのべる。		ひました。「走りたくなるような」自転車道の整備を区
		めょした。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		周知と利用啓発に努めてまいります。ご意見として参 *
力起去市田区尔世族之故	-	考にいたします。
自転車専用通行帯等を整	1	歩道が「自転車通行可」であれば、車道から歩道に自
備した場合には、これに		転車が乗り入れること自体は交通違反ではありませ
より自動車の通行位置が		ん。実際、自動車の交通量や歩道の混雑具合により、
歩道から離され、自動車		自転車は車道を通行するか、歩道を通行するかを、そ
が歩道に乗り上げるリス		の都度選択しています。しかし、歩道から車道への飛
クが減ることになるの		び出し、車道から歩道への飛び込みは、前者は自動車
で、車道と歩道を仕切る		との、後者は歩行者との衝突事故の原因となりやす
ガードパイプ等の撤去や		く、たとえ車道と歩道の段差を小さくしても、乗り入
段差解消を施し、自転車		れ角度が浅ければ転倒事故の原因となりやすいことは
が自動車を回避する場合		確かです。ご意見は参考とさせていただきます。
に車道から歩道に入りや		
すくする。		

(4) 駐輪場に関すること 73件

意見要旨	件	区の考え方 (回答)
· 总元安日	E 数	
	11	
整備を。	11	「現の紅輪物壁偏につきよしては、飲造事業有とも達
金畑で。		
		続立体交差事業にあわせて検討してまいります。ご意
±		見は今後の取り組みの参考とさせていただきます。
商店街に自転車パーキン	7	大規模店舗について駐輪場の整備や使い勝手の改善を
グスペースを設置すべ		要望するとともに、民営駐輪場整備に対して助成し、
き。		商店街や周辺の駐輪場整備の促進を図ります。また、
		今後新たに建設される大規模店舗等につきましては、
		附置義務による駐輪場の確保を徹底します。附置義務
		については、一定以上の規模の建物を整備する場合
		に、用途により必要な駐輪場の整備を義務付ける制度
		のため、小規模の店舗が集まっている商店街について
		は、自転車による来店が多いにもかかわらず、現在の
		ところ、附置義務が課せられません。商店街に対し駐
		輪場の整備を働きかけるとともに、附置義務制度の効
		果的な運用について、検討してまいります。
銀行、スーパーでの買物	6	周辺に駐輪場自体がない場合に加え、駐輪場はあるが
等のために、近くに一時		短時間駐輪用スペースが不足している場合もあるかと
利用駐輪場を整備してほ		思います。銀行やスーパーに対し駐輪場の整備や使い
しい。		勝手の改善を要望するとともに、民営駐輪場整備に対
		して助成し、周辺の駐輪場整備を促進します。また、
		今後新たに建設される大規模店舗等につきましては、
		附置義務による駐輪場の確保を徹底します。区でも既
		存駐輪場の短時間駐輪用スペースの充実を図ります。
増加する電動アシスト自	5	電動アシスト自転車の増加により既存のラックでは使
転車(大型車)に対応し		いにくい等の状況があるため、これまでも旧式ラック
たスペースの確保、ラッ		の撤去による平置き化により対応しておりますが、収
クの改善等を進めるべ		容できる台数が減るという課題もございます。バラン
き。		スを取りながら、改修等の機会を捉えて、引き続き改
		善を図ってまいります。
		口に囚ってめてノめノの

駐輪場を多く設置してほしい。	4	自転車の駐輪環境に課題がある駅については、利用実態や駐輪需要を踏まえ、新たな整備台数の確保を図ります。また、今後新たに建設される大規模店舗等に係る附置義務による駐輪場の確保の徹底、民営駐輪場整備助成による商店街や住宅地への駐輪場整備促進、民間シェアサイクル事業の促進等により、ニーズに適合したバランスのよい自転車利用環境の整備を目指して
駐輪場の無料化を。	3	まいります。 現在も短時間利用を促進し、駐輪利用の回転率を高めるため、一部駐輪場について「1時間以内無料」といった無料時間を設けています。今後も短時間利用を促進すべきスペースについては、無料時間を活用してまいります。駐輪場全体に関しましては、受益者負担の観点から利用料金のご負担をお願いしています。
駐輪ラックが使いにくい ので改善を(自転車が重 く入れにくい、大型自転 車がはみ出す等)。	3	電動アシスト自転車の増加により既存のラックでは使いにくい等の状況があるため、これまでも旧式ラックの撤去による平置き化により対応しておりますが、収容できる台数が減るという課題もございます。バランスを取りつつ改修等の機会を捉えて、引き続き改善を図ってまいります。
駅周辺に買物のために1 ~2時間駐められる駐輪 場がほしい。	3	これまで区が整備してきた駐輪場の多くは、通勤・通学のための駅利用者向けの長時間駐輪用でした。その結果、駐輪場整備台数としては充足していても、買い物利用を中心とした短時間駐輪用スペースが不足する事態が生じています。利用実態を踏まえた適切な利用料金の設定や月ぎめ、日ぎめの利用枠の柔軟な運用などにより、短時間利用を促進するとともに、また、民営駐輪場整備に対して助成し、駅周辺の駐輪場整備の促進を図ります。
大型商業施設については 売り場面積に応じた駐輪 場設置を義務づけるな ど、より強い施策が必 要。	3	世田谷区自転車条例では、一定の用途地域内における一定規模以上の大規模店舗等の新築・増築時に、店舗面積に応じた台数の駐輪場の設置を義務付けています。引き続き、大規模店舗等の新築・増築時に、利用しやすい附置義務の駐輪場の整備を誘導してまいります。
駐輪場の設置義務を新築 の建物だけでなく、既存	2	既存の建築物等については、民営駐輪場の助成制度等 の周知を図るなどの対応により駐輪場整備を誘導して

のマ 10 五十十十二上!		ナルカナナ
のスーパー、商店街に対		まいります。
しても適用し、整備でき		
るよう区で補助・支援し		
てほしい。		
駐輪場入口のスロープが	2	下りスロープのある地下駐輪場では、子乗せ電動アシ
使いにくいので改善を。		スト付きの重量がある自転車は力で支えなければなら
		ず、特に女性は使いにくいという声はこれまでにもい
		ただいておりますが、ご指摘の烏山地下自転車等駐車
		場及び千歳船橋南自転車等駐車場については、スロー
		プの傾斜勾配を変えたり、自転車用エレベーターを設
		置するなどの大がかりな対応が必要となるため、ご意
		見は駐輪場改修や建替えの際にチェックすべき視点と
		して、活用させていただきます。
片側だけのスタンドの自	2	車種やデザインの多様化に伴い、既存のラックや駐輪
転車が倒れやすく、駐輪		スペースに入れると他の自転車と干渉してしまう自転
場で出し入れする際に迷		車も増えています。平置きスペース等の影響の少ない
惑。		場所に止めていただくよう、場内の案内等を工夫して
		まいります。
スーパーの駐輪場に開店	2	身近な生活を支える「生活自転車」を利用しやすいま
前から駅利用の自転車が		ちをつくるためには、区と事業者が協力して必要な駐
駐輪され、買い物の自転		輪場を整備し、また、整備された駐輪場が有効に機能
車が駐輪できなくなって		するよう、自転車利用者の協力を得ながら効率的なマ
いる。		ネジメントを図る必要があります。大規模店舗等によ
		り整備された附置義務駐輪場について、管理者に整理
		誘導員の配置や、料金設定の工夫など、利用者への適
		正利用の啓発、適正な管理を求めることにより、課題
		解決を目指してまいります。
駐輪場がわかりにくいの	1	ご指摘の桜新町駐輪場は、世田谷新町公園やスマイル
で案内を改善してほし		キッズ桜新町保育園近くの桜新町駅から徒歩約1分の
V _o		場所に位置し、コミュニティサイクルポートがやリン
		も併設されており、駅から駐輪場へ向かう道の数か所
		には案内板を設置しております。区交通安全自転車課
		や現地管理人室(3427-7346)へお問い合わ
		せいただければ、道順のご案内をいたします。区のホ
		ームページには駅別の駐輪場案内図を載せております
		ので、ご参考としていただきますようお願いいたしま
		す。ご意見は今後の取り組みの参考とさせていただき
		10 CENTER PROPERTY OF THE COLOR TOTAL

		ます。
左右にスライドして幅を	1	電動アシスト自転車の増加により既存のラックでは使
調節できるラックを増や		いにくい等の状況があるため、これまでも旧式ラック
してほしい。		の撤去による平置き化により対応しておりますが、収
-		容できる台数が減るという課題もございます。バラン
		スを取りつつ改修等の機会を捉えて、引き続き改善を
		図ってまいります。
スーパーの前に無料駐輪	1	大規模店舗について駐輪場の整備や使い勝手の改善を
場を整備してほしい。		要望するとともに、民営駐輪場整備に対して助成し、
		周辺の駐輪場整備の促進を図ります。また、今後新た
		に建設される大規模店舗等につきましては、附置義務
		による駐輪場の確保を徹底します。
烏山区民センター広場を	1	千歳烏山駅の駅前通りには自転車の路上放置が区内で
買物用駐輪場に活用して		も特に多いため、大規模店舗について駐輪場の整備や
ほしい。		使い勝手の改善を要望するとともに、民営駐輪場整備
		に対して助成し、商店街や周辺の駐輪場整備の促進を
		図ります。また、今後新たに建設される大規模店舗等
		につきましては、附置義務による駐輪場の確保を徹底
		します。烏山区民センター広場については区民の憩い
		の空間であり、駐輪場として活用した場合、周辺歩道
		が駐輪のための自転車動線となり、歩行者との交錯が
		懸念されます。いただいたご意見は、今後の取り組み
		の参考とさせていただきます。
コロナ禍では高齢者に対	1	コロナ禍の外出自粛の影響により、特に高齢者の閉じ
し、駐輪場の優先利用や		こもり、運動不足が心配されており、その点、自転車
利用料減額等の優遇を図		をご利用いただくのは大変よいことです。区はラック
るべき。		の改修や階段のベルトコンベアの設置など、環境の整
		備に取り組んでいますが、いただいたご意見について
		は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
住宅地内にもコンビニ等	1	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域を
の店舗利用のため、駐輪		除く、住居系用途地域においても、一定以上の規模の
場があるとよい。		店舗等を新築する際は附置義務駐輪場の整備が義務付
		けられています。また、助成制度の活用等により民営
		駐輪場整備を支援します。また、民間シェアサイクル
		の事業展開を支援し、コンビニ前スペースへのシェア
		サイクルポート設置等の促進を図ります。

高齢者用の三輪車が駐輪	1	区立の自転車等駐車場では、チャイルドシート付自転
できるスペースを確保し		車置場や原付置場が可能な場合もあります。体の不自
てほしい。		由な方などの優先ゾーンを設けている駐輪場もあるた
		め、駐輪場管理人にご相談ください。駐輪場の改修や
		建て替えの際には、ご意見を参考に、使いやすさの向
		上に努めさせていただきます。
駐輪場の2階へ自転車を	1	現在でも施設の状況に応じてベルトコンベアの設置な
挙げるのが大変な利用者		ど、利用環境の向上に取り組んでおりますが、いただ
向けに、高齢者・女性用		いたご意見は、駐輪場改修や建替え時の参考とさせて
スペースを1階に設置す		いただきます。
る、自転車用のベルトコ		
ンベアかエレベーターを		
整備する等の改善をして		
ほしい。		
自由が丘駅は駐輪場が少	1	いただいたご意見は今後の取り組みの参考とさせてい
ないので、鉄道事業者が		ただくとともに、鉄道事業者にも伝えるなど、駐輪場
整備するよう、区から働		整備の協力を働きかけてまいります。
きかけてほしい。		
駅前の駐輪場について鉄	1	鉄道事業者が運営している一部駐輪場では鉄道定期券
道事業者が定額パスや買		とのセット販売等を導入しているケースもあります。
物ポイントを発行してほ		いただいたご意見については、鉄道事業者へご意見を
しい。		伝えてまいります。
区は長時間用の駐輪場は	1	これまで区が整備してきた駐輪場の多くは、通勤・通
整備するが、短時間用は		学のための駅利用者向けの長時間駐輪用でした。その
民間に任せており、その		結果、駐輪場整備台数としては充足していても、短時
結果、大きな駅にしかな		間駐輪用スペースが不足する事態が生じています。こ
い。もっと短時間用駐輪		れまでの長時間駐輪スペースの一部を短時間駐輪用に
場を整備すべき。		転換し、無料時間帯を設けることにより短時間利用を
		促進し、利用回転率を高めます。また、民営駐輪場整
		備に対して助成し、駅周辺の駐輪場整備の促進を図り
		ます。
短時間用駐輪場は最初無	1	ご指摘のとおり、駐輪場利用料金に無料時間帯を設け
料で、利用が一定時間を		ることは短時間利用を促進し、利用回転率を高める効
超すと有料になる方式が		果があると考えています。今後、長時間駐輪スペース
利用を促進できる。		の短時間向けへの転換等により、短時間駐輪需要への
		対応の充実を図るにあたり、ご意見を参考に、区立駐
		輪場を指定管理者として運営する事業者とも協議し、

		効果的な導入を図ってまいります。
短時間用駐輪場は一箇所	1	買い物等のための短時間駐輪につきましては、ご指摘
にまとめて大きなものを		のように目的地に近接して駐輪のためのスペースを確
整備するより、歩道を拡		保するのが使いやすく、また、放置自転車を防止する
張して駐輪スペースを設		ことになります。歩道上に駐輪スペースを設けるに
けるなど、店舗近くに分		は、様々な条件や課題があり難しいと考えますが、い
散した方が使いやすい。		ただいたご意見については、今後の取り組みの参考と
		させていただきます。
小田急線は高架化され駐	1	連続立体交差事業により新たに生じる高架下空間につ
輪場が整備されたが、京		いては、今後の事業の進捗に合わせ、東京都、世田谷
王線でも高架時に踏切解		区、隣接の関係区、京王電鉄で協議が行われることに
消とあわせて駐輪場不足		なります。今後、自転車利用の実態や駐輪需要を踏ま
に対応してほしい。		え、鉄道事業者と連携した利便性の高い駐輪場の整備
		について、検討します。
子育て自転車の両隣の駐	1	チャイルドシート付き電動アシスト自転車の増加によ
輪が困難となるため、子		り既存のラック幅では狭くて両隣が使いにくくなる状
育て自転車専用の駐輪ス		況があるため、これまでも旧式ラックの撤去による平
ペースを設け、充電設備		置き化により対応しておりますが、収容できる台数が
や割引料金で誘導すべ		減るという課題もございます。バランスをとりなが
き。		ら、改修等の機会を捉えて、引き続き改善を図ってま
		いります。
店舗や施設の付属駐輪場	1	店舗、銀行、病院等の利用者駐輪場は各施設で管理者
は30分までは無料、そ		が料金設定をしており、店舗、施設の種類により必要
れ以降は有料とし、駐輪		な駐輪時間も異なるため、買い物をした方は1時間無
しっ放しを防止し、駐輪		料などのサービスや、長時間の駐輪では高額の課金を
の短時間化を促すべき。		するなどの工夫をそれぞれ行っています。いただいた
		ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきま
		す。
区営駐輪場で不良・不具	1	ご意見を参考に区立駐輪場での自転車整備の情報提供
合自転車の点検をしてほ		にも努めるよう指定管理者へ検討を促してまいりま
しい。		す。
商店街の空き店舗の駐輪	1	商店街における買い物用駐輪場の整備は、商店街利用
場活用を、区の助成によ		者の利便を高めるだけでなく、商店街の売り上げ向上
り図れないか。		につながることも期待できます。民間事業者による駐
		輪場整備に対する区の助成制度のPRにも努めるとと
		もに、商店街の買い物等の自転車利用に対する駐輪ス
		ペースの確保の取り組みについて、支援しています。

京王線連続立体化に合わ	1	鉄道の連続立体交差化により踏切が解消されれば、南
せて駐輪スペースの確保		北に円滑に移動できるようになること、また、これに
を。高架下利用のほか、		あわせた店舗の新規開店等、新たな商業集積が想定さ
高架下に店舗が移転して		れることから、将来的に自転車の利用が増加するもの
空いた敷地も活用できる		と考えられます。鉄道連続立体化にあわせた駐輪場整
のでは。		備は、こうした駐輪需要の将来増に対応できる大事な
		機会ですので、ご意見を参考に、鉄道事業者と連携し
		て検討・整備を進めてまいります。
駅近くの分譲マンション	1	分譲マンションは基本としてファミリー層向けのた
新設時に、1階部分を区		め、入居世帯数以上の駐輪需要が発生することが予想
の駐輪場として借りる等		されます。このため、分譲マンションの建設にあたっ
により、駐輪スペースの		ては、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関
確保が図れないか。		する条例」に基づき、まずは入居世帯向けに必要な駐
		輪スペースの確保をお願いしています。一方、一般利
		用の駐輪場を分譲マンション1階に整備するには、駐
		輪スペース及び出入り動線の確保のほか、防犯、騒音
		対策等について、設計・施工に反映する必要があると
		ともに、建ぺい率や容積率など施設計画への影響が想
		定されることから、ご協力いただくことが難しいもの
		と考えております。いただいたご意見については、今
		後の取り組みの参考とさせていただきます。

(5) レンタサイクルに関すること 9件

意見要旨	件	区の考え方(回答)
	数	
レンタサイクルを駅前に	2	区のレンタサイクルは駅周辺にポートを設けており、
増やしてほしい。		駅から駅への移動を基本として利用していただいてお
		りますが、ポートの拡張や他の駅への拡大には、駅周
		辺におけるポート用地確保が難しいことが課題となっ
		ております。このため、民間シェアサイクルの実証実
		験を実施するなど、シェアサイクルの事業展開を支援
		しております。
民間シェアサイクルとの	2	先行する区レンタサイクルと直接連携するには、料金
連携による利便性向上		設定の違いやシステム設計の違いによる技術的なハー
を。		ドルなど課題も多いため、ポート敷地の共有など、民
		間シェアサイクル利用者の利便性を高める方策につい
		て検討してまいります。ご意見は今後の施策の参考と
		させていただきます。
子育て自転車、三輪自転	1	現在チャイルドシート付き自転車は若干用意しており
車等、車種を増やしてほ		ますが、需要を見極めながら今後の導入車種の検討を
LV.		してまいります。
スマホ等で予約できるよ	1	新たなシステム開発等が必要となるなど技術的なハー
うにしてほしい。		ドルが高いため、ご意見は今後の施策の参考とさせて
		いただきます。
返却用の場所を設置して	1	返却用に新たに場所の確保が必要となるだけでなく、
ほしい(乗り捨て防止も		本来のポートへの自転車移送の手間がかかることにな
兼ねて)。		り、ポートからポートへ自転車が移動し、返却された
		自転車はまたすぐ利用できるというレンタサイクルの
		本来のメリットを活かすことができないため、返却の
		みのための場所を整備する予定はありません。
日ぎめでレンタサイクル	1	区内5か所のコミュニティサイクルポートでは1回利
を利用する際、「用紙の		用の方にも会員カードを発行しておりますが、成城北
記入」等、手続きに時間		第二と三軒茶屋北レンタサイクルポートでは、管理人
を取られ困っている。あ		がご利用の都度機械操作をして貸し出しを行っている
らかじめ登録したメンバ		ため、用紙を記入していただいています。ご意見を踏
ーカードの提示等で対応		まえご利用方法の改善につきましては、指定管理者で
できないか。		あるシルバー人材センターに検討するよう伝えます。

歩けない高齢者が自転車	1	区コミュニティサイクルを展開するには、ポートを設
で買い物をしている。も		置するための用地の確保が難しいなどの課題もありま
っとコミュニティサイク		すが、高齢者にもご利用いただけるよう、引き続き P
ルを増やすべき。		Rに努めていきます。

(6) シェアサイクルに関すること 13件

意見要旨	件	区の考え方(回答)
	数	
世田谷区にも区の範囲を	6	区では現在、区内、さらには区外にも多くのシェアサ
越えたシェアサイクルに		イクルポートを展開している事業者と協定を結び、実
参加してほしい。現在の		証実験を行っており、この実証実験では、公園や公共
レンタサイクルでは必ず		施設の敷地の一部を貸しつけ、ポートの設置や自転車
区内まで戻らねばなら		の管理・整備等は事業者が行っています。区境を越え
ず、遠出できなくて不		ての相互利用も可能です。
便。		
スポーツバイクや小径自	2	シェアサイクルでも何種類かの車種が運用されていま
転車をシェアサイクルで		す。いただいたご意見を区と実証実験を行っている事
利用できるようにしてほ		業者へ伝えます。
しい。		
全コンビニにスポットを	2	コンビニへの設置は事業者と店舗との協議・契約で行
設置するなど、拠点を増		っておりますので、いただいたご意見は事業者へ伝え
やしてほしい。		ます。利用が進むことが、より広域への事業展開の原
		動力となります。さらなるご利用をお願いいたしま
		す。
路線ごとではなく、区全	2	区は、令和2年4月から民間シェアサイクル事業者と
体の利便性を考えてほし		連携し、二子玉川駅を中心に成城学園駅付近から九品
V'o		仏駅付近の多摩川沿いのエリアにおいて、シェアサイ
		クルの実証実験を実施しおります。区といたしまして
		は、引き続き、実証実験において事業者の意向なども
		踏まえつつ、更なる広域展開や区民周知への協力を行
		うなど、民間シェアサイクルが区民の移動利便性を向
		上させる新たな交通手段のひとつとして定着できるよ
		う、普及促進に努めてまいります。
自宅付近にスポットがあ	1	いただいたご意見は、区と実証実験を行っている事業
り、スマホで予約して借		者にも伝えるとともに、引き続き利便性の向上に努め
りられるので便利に利用		てまいります。
している。		

(7) 放置自転車に関すること 21件

意見要旨	件	区の考え方 (回答)
	数	
今回の広報で指摘されて	3	これまで自転車等駐車場の整備、放置自転車の撤去活
気づいたが、そう言えば		動、自転車利用者への啓発に取り組んだ結果、区内の
駅前の放置自転車が昔よ		放置自転車が大きく減りました。引き続き、放置自転
り減った。		車の防止について、取り組んでまいります。
他人の敷地に自転車を駐	3	区では駐輪には駐輪場を利用するよう啓発を進めてい
める者がいる。		ます。路上に放置された自転車については、公共の用
		に供する場所であるため、区が撤去等の対応をするこ
		とができますが、私有地については区が直接対応する
		ことができず、その土地の所有者・管理者に対応して
		いただくことになります。対応の手順等については、
		区にお問合せください。
買物客がその店の前に停	2	放置自転車の定義は「自転車をすぐに動かせない状態
めた場合には、道路に少		で道路上に置き、その場を離れてしまう」ことです。
しはみ出していても、放		もし買い物時に自転車を停める場合に、そのような状
置自転車として撤去しな		態になるとしたら、ぜひ近くの駐輪場をご利用くださ
いでほしい。自転車で気		V' _o
軽に買い物に寄れなくな		
ってしまう。		
路上放置の自転車が何台	2	駐輪場を利用し、路上に自転車を放置しないよう、引
もあり、歩行者が迷惑し		き続き啓発を進めるとともに、放置禁止区域内に路上
ている。		放置された自転車については即時撤去するなど、安全
		な歩道環境の確保に努めます。
放置自転車撤去が行き過	1	自転車が1台置かれてしまうと次から次と放置が増加
ぎている。		する、と言われています。移動制約者を含む歩行者や
		緊急車両の通行や体にハンデのある方の通行の妨げに
		なってしまうことを未然に防ぐ意味もあり、特に駅周
		辺における放置禁止区域については、迅速な対応をと
		っております。ぜひ、最寄りの駐輪場をご利用願いま
		す。

マナル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	
商店街では路上に駐輪せ	1	放置自転車の定義は「自転車をすぐに動かせない状態
ざるを得ない。		で道路上に置き、その場を離れてしまう」ことです。
		もし買い物時に自転車を停める場合に、そのような状
		態になるとしたら、ぜひ近くの駐輪場をご利用くださ
		い。区では商店街周辺における短時間駐輪場の整備や
		誘導、大規模店舗等の附置義務駐輪場の整備などによ
		り、駐輪環境の整備を進めます。
放置 (撤去) 自転車の返	1	保管所の運営や、撤去作業に多くの費用を要します。
還金は何に利用している		そのため、返還にあたって、撤去、運営、保管にかか
のか。		る費用の一部の負担をお願いしています。
足が悪く、店の前に停め	1	放置自転車の定義は「自転車をすぐに動かせない状態
ざるを得ない。高齢者用		で道路上に置き、その場を離れてしまう」ことです。
のワッペンがほしい。		もし買い物時に自転車を停める場合に、そのような状
		態になるとしたら、ぜひ近くの駐輪場をご利用くださ
		い。区では商店街周辺における短時間駐輪場の確保、
		商店街による買い物用駐輪スペース確保の支援を進め
		 ます。自転車の路上放置自体が高齢者や障害者等の移
		動制約者にとって障害物となってしまうため、区とし
		て移動制約者に特例として路上放置を認めることは考
		えておりません。
	1	土日を含むほぼ毎日、放置自転車の撤去活動、整理誘
去は、やるならすべてを		導員による啓発・案内を実施しております。引き続
撤去すべき。現状は撤去		き、放置自転車のない安全・安心なまちづくりを進め
されたら不運となってお		てまいります。
り、おかしい。		
茶沢通りの三軒茶屋~淡	1	 駐輪場を利用し、路上に自転車を放置しないよう、引
 島通り間の歩道に放置自	1	き続き啓発を進めるとともに、放置禁止区域内に路上
		放置された自転車については即時撤去するなど、安全
転車が多く、倒れたら事		
故となる可能性が高い。	-	な歩道環境の確保に努めます。
場所によっては、午後の	1	放置の定義につきましては、世田谷区自転車条例にお
買い物時間帯のみ条件付		いて、「自転車等の利用者がその場から離れ、自転車等
き(例えば2時間以内限		を直ちに移動できない状態におくこと」と規定されて
定)で路上駐輪を認める		おり、時間の長短や理由に関わらず、道路上に放置さ
などの対策が必要ではな		れた自転車は撤去対象となります。買い物時に自転車
しいか。		を使用される場合は、お近くの駐輪場をご利用くださ
		いますようお願いします。

	1	
放置自転車に警告文を貼りははな然。188時間	1	駅周辺等、歩行者や車両の交通量が多く、また自転車の取りが異なり、また自転車の取りがある。
り付けた後、1~2時間		の路上放置が集まりやすい場所を放置禁止区域に指定
たってから撤去してほし		しています。この区域内に路上放置された自転車につ
い。あまりに無条件に撤		いては、移動制約者をはじめ歩行者や緊急車両の通行
去しすぎる。		の障害となりやすいため、警告札を貼り付け、一定時
		間経過して放置状態を確認した後に、撤去をしていま
		す。
店の前に停められている	1	駐輪場を利用し、路上に自転車を放置しないよう、引
自転車が道路にはみ出		き続き啓発を進めるとともに、店舗側に対し、利用者
し、道路、歩道が狭くな		用駐輪スペースの確保や駐輪自転車の整理を求めま
り、歩行者には不便で危		す。また、放置禁止区域内に路上放置された自転車に
険。		ついては即時撤去するなど、安全な歩道環境の確保に
		努めます。
放置自転車の中には、不	1	撤去時に「廃棄されたものなのか」、それとも「放置さ
要になって違法に路上		れたものなのか」を判断・区別するのは困難ですの
「廃棄」されたものも含		で、一律に撤去しています。一方で、明らかに自転車
まれている。それも撤去		としての部品が足りない、などの放置自転車である時
して保管しているのはい		には、清掃事務所や道路管理者と協力して対応してお
かがなものか。土地も人		ります。
員も他に有効活用してほ		
しい。		
放置自転車防止の啓発の	1	区では土日祝日を含む週5日程度(駅によってはほぼ
徹底を。		毎日)、放置自転車が多い駅の周辺に自転車の整理誘導
		 員を配置し、放置防止の啓発や駐輪場への誘導、放置
		されてしまった自転車の整理等を実施しています。ま
		た、放置自転車クリーンキャンペーンなどの機会も通
		じて、放置自転車防止の自転車利用ルールの周知にも
		努めます。
		カツムリ。

(8) その他に関すること 23件

(6) てい他に関すること		スの書き古(同僚)
意見要旨	件 数	区の考え方(回答)
電柱の存在が歩道、自転	2	区では、「無電柱化の推進に関する法律」(平成 28 年 12
車道の通行を妨げてい		月 16 日号法律第 112 号) 第 8 条第 2 項に基づき、令和
一		10年の伝序第112 57 第 6 末第 2 頃に盛った、 17年 10年度までを計画期間とする「世田谷区無電柱化推進
<i>'</i> √√ ∘		計画」を令和元年6月に策定し、これに基づき無電柱
		化を進めています。
下、呆が狭い	0	
歩道が狭い。	2	国道・都道の道路管理者、区の担当所管にご要望のあ
<u>++-+->>+</u> → 1 → 1		ったことを伝えます。
自転車が安全に通れるよ	1	小学生の通学のため(スクールゾーン)、あるいは商店
う、自動車の通行時間帯		街の買い物のため(買い物道路)の車両進入禁止時間
を制限してほしい。		帯の設定は、交通規制ですので警察署の所管となりま
		すが、区内にも多くの例があります。しかし、いずれ
		も歩行者の安全確保のためのものであり、自転車は道
		路交通法上軽車両と定義されていることから、自転車
		のために同様の措置は難しいのではないかと考えま
		す。ご要望のあったことは警察署に伝えます。
高齢者の運転免許返納を	1	区では高齢ドライバーによる交通事故の未然防止に向
促進するため、シニアカ		け、警察署とも連携し、自主返納の促進に取り組んで
ーの購入を助成すべき。		います。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考
		とさせていただきます。
京王線の踏切解消を早く	1	鉄道の構造形式は、事業者である東京都が鉄道周辺の
進め、交通渋滞を解消し		地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画
てほしい。		的条件、事業費などの事業的条件などを総合的に判断
		して選定しています。
世田谷区は人が多過ぎ	1	区の担当所管にご意見があったことを伝えます。
る。土地税制を改正し、		
マンション建設を制限す		
べき。		
電柱の私有地移設を推進	1	
し、道路の有効幅員を広		月 16 日号法律第 112 号) 第 8 条第 2 項に基づき、令和
げるべき。		10年の伝序第112 57 第 6 末第 2 頃に盛った、 17年 10年度までを計画期間とする「世田谷区無電柱化推進
17 0 100		計画」を令和元年6月に策定し、これに基づき無電柱
		化を進めています。

	ı	
子育て家庭の負担軽減の	1	区の自転車所管よりも、より子育てに身近な子育て用
ため、子育て自転車のリ		品販売店等が、それぞれ窓口としてサービスを展開す
ースを区が窓口になって		る方が有効ではないかと考えます。ご意見を今後の参
行うのはどうか。		考とさせていただきます。
歩道と車道の交差する場	1	区では「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」を
所で縁石のギャップがあ		策定し、その一環として歩道のバリアフリー整備を進
り、車いすやベビーカー		めています。
にとって優しくない。		
子どもの交通事故死が相	1	幹線道路は基本的に国道・都道であり、交通安全推進
次いでいる。幹線道路の		のため、区として道路管理者に環境整備を要望すると
交通安全環境整備から始		ともに、交差する区道について環境整備を進めていま
めるべき。		す。
エイトライナーの早期実	1	現時点におきましてはエイトライナーの具体的な整備
現。		時期等は未定ですが、環状方向の公共交通ネットワー
		ク向上に有効なものと認識しており、今後も東京都及
		び沿線6区とともに、早期実現に向けて取り組んでま
		いります。
自転車の通行、高齢者の	1	マンホールの施設管理者にご要望のあったことを伝え
歩行の安全のため、道路		ます。
上のマンホールのふたを		
滑らないように対策して		
ほしい。		
通勤・通学のための自転	1	区では、区民の日常生活を支援する自転車ネットワー
車南北移動や自転車観光		クの形成のため、「自転車ネットワーク計画」を策定
のためのルートを制定し		し、自転車通行空間整備を進めています。また、区内
てほしい。		の駐輪場、レンタサイクルの情報と観光情報をあわせ
		て掲載した自転車マップを発行しています。いただい
		たご意見については、今後の取り組みの参考とさせて
		いただきます。
京王線の立体化は高架で	1	鉄道の構造形式は、事業者である東京都が鉄道周辺の
は時間がかかる。今から		地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画
でも地下化の検討をして		的条件、事業費などの事業的条件などを総合的に判断
ほしい。		して選定しており、現在高架による連続立体交差事業
		が進められています。
道幅の狭い区内では、車	1	バス、工事車両、運送車両、ごみ収集車等の日常生活
幅の広い自動車に乗るの		に必要な車両が多く、運行を考えると、呼びかけは難
は止めるよう区民に呼び		しいと考えます。ご意見は今後の参考とさせていただ
<u> </u>		

かけてがも		**+
かけるべき。		きます。
空き家の解体を進め、跡	1	引き続き、所有者の意向に応じた活用が進むよう取り
地を区が積極的に買い取		組むとともに、状態の悪い空き家については、「空家等
って、公園や歩道の付い		対策の推進に関する特別措置法」に基づいた対応を進
た道路を整備すべき。		めていきます。
地区計画との連携を図る	1	地区計画では、1階部分の壁面を後退し、歩行者空間
べき。		を確保することで、誰もが安心・安全・快適に街を利
		用できる環境の整備を目指しています。
通勤者の増加に対応した	1	地域交通の利便性向上を図るため、バス事業者と連携
バス路線の整備・充実		し、新規路線の導入・既存路線の活用について検討を
を。		進めます。
歩道を2階建てにし、2	1	都内でも浜松町駅から竹芝方面など、沿道の建物に沿
階を人が通り、1階には		って空中に歩行者専用通路が整備される例(スカイウ
自転車専用通路と駐車ス		ェイ)が出てきていますが、整備できる場所は限られ
ペースをつくる。2階部		ています。現状の限られた道路空間の中で、歩行者、
分への昇降は近隣の建物		自転車、自動車の安全・安心な共存を図り、すべての
に付設のエレベーター、		人にやさしい道づくりを目指します。
エスカレーターを使う。		
看護職、福祉職をはじ	1	新型コロナウイルスの感染拡大により、働き方が変わ
め、ハードでストレスの		り、健康への関心も高まっています。そうした社会状
多い仕事に就いている女		況の変化を踏まえて計画を策定します。なお、ご意見
性が、55歳前後で狭心症		については、健康づくり、男女共同参画、子育て支
や脳梗塞により亡くなる		援、働き方改革等の担当所管に伝えます。
事例が最近多い。更年期		
障害が薬等できちんと解		
決されないと、出産後の		
女性の生活設計は難し		
い。こうしたことも考え		
て、働き方、計画を考え		
てほしい。		
植え込みにごみがポイ捨	1	 区では「ウォーカブル推進都市」を提唱しています。
てされるし、自転車は家		歩道空間の有効な活用に努めてまいります。
の前ぎりぎりを通ること		
になる。歩道の植え込み		
を撤去すればごみも捨て		
られず、歩道の有効幅員		
が広がり、歩行者も自転		

車も安全に通れるように	
なる。	